

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【会計年度】 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

【発行者の名称】 ポーランド共和国
(The Republic of Poland)

【代表者の役職氏名】 財務省 財務長官 セバスティアン・スクーザ
(Sebastian Skuza,
Secretary of State, Ministry of Finance)

【事務連絡者氏名】 弁護士 中村 慎二/浅井 茉里菜/田村 将人/一圓 健太/
秋野 博香

【住所】 東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (1) 本書中の以下において、「発行者」とは、財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫(The State Treasury of the Republic of Poland represented by the Minister of Finance、以下「国庫」という。)を指すものとする。本書中の「ポーランド共和国」、「共和国」または「ポーランド」とは、文脈により国庫または国庫としての意味を持たないポーランド共和国のいずれかを指す。
- (2) ポーランドの通貨はズウォティ(「PLN」)である。本書に記載の「米ドル」、「ドル」または「\$」は、特に記載ない限りアメリカ合衆国ドルを指す。なお文中「ユーロ」とあるのは、欧州連合におけるユーロ採用加盟国の通貨を指す。参考までに、当該通貨の為替レートは、1 PLN = 29.85円、1米ドル = 109.65円および1ユーロ = 133.49円(2021年6月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)であった。
- (3) ポーランドの会計年度は12月31日に終了する。
- (4) 本書中の表で数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和と必ずしも一致しないことがある。
- (5) 本書中の表の中の数値であって括弧書きされているものは負の数値を表記するものである。

第 1 【募集(売出)債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末 の未償還額	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引 業協会名
第 4 回ポーランド共和国 円貨債券 (2005)	2005年11月18日	500億円	なし	500億円	-
第 6 回ポーランド共和国 円貨債券 (2006)	2006年11月14日	600億円	なし	600億円	-
第 7 回ポーランド共和国 円貨債券 (2007)	2007年11月16日	500億円	なし	500億円	-
第13回ポーランド共和国 円貨債券 (2012)	2012年11月 8 日	100億円	なし	100億円	-

第 2 【外国為替相場の推移】

- (1) 【最近 5 年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

該当なし。

- (2) 【当会計年度（又は事業年度）中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

該当なし。

- (3) 【最近日の為替相場】

該当なし。

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

(1) 【概要】

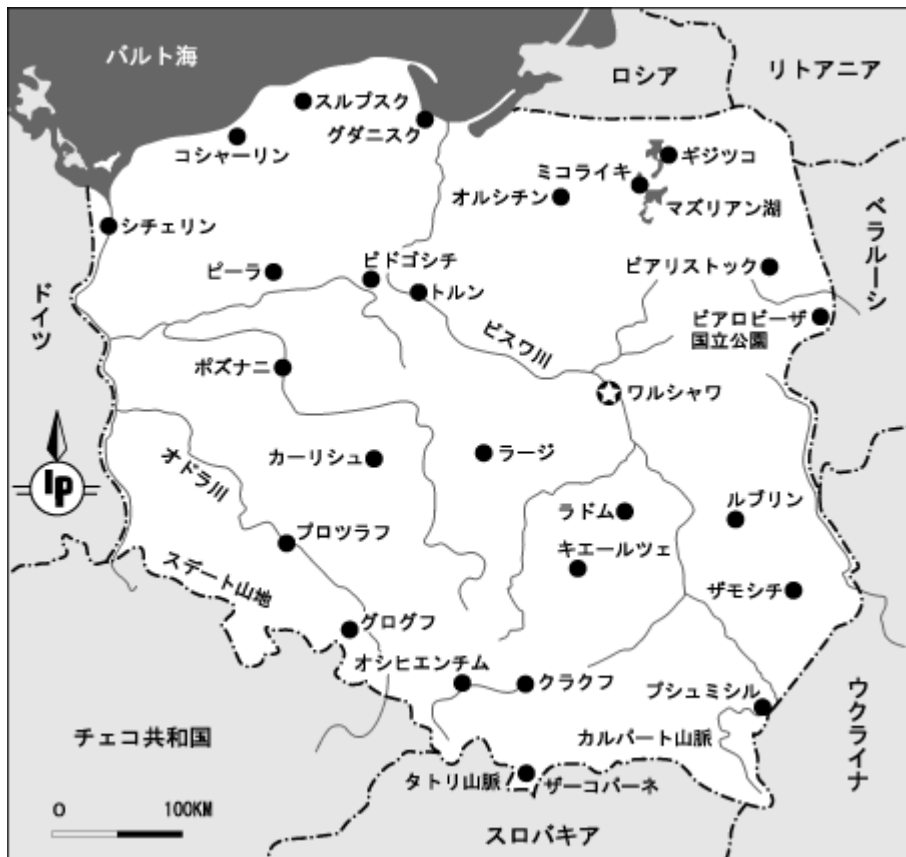
a 地域および人口

概況

ポーランドは、国土（陸地、内水および領海から成る）総面積322,719平方キロメートルの中央ヨーロッパ最大国の一つである。バルト海沿岸に位置するために770キロメートルにわたる海岸線を有し、またドイツ、チェコ共和国、スロバキア共和国、ウクライナ、ベラルーシ、リトアニアおよびロシア連邦と国境を接している。ポーランドの地形は大部分が低地であり、北部から中部地帯にかけて主要河川であるビスワ川が流れ、その随所に湖水、河川、沼地が点在している。また南部には、タトラ山地をはじめとする山々が広がっている。ポーランドは、94,341平方キロメートル超の森（陸地全体のおよそ30.2%）と136,350平方キロメートルの耕地（陸地全体のおよそ43.6%）を有している。

ポーランドはまた、2019年現在約38.4百万人の国民を擁し、人口の点からも中央ヨーロッパ最大国の一つである。人口密度は1平方キロメートル当たり約123人で、うち都市部の人口がおよそ60.1%を占めている。ポーランドの首都である最大都市ワルシャワの人口は推計1.791百万人である。この他にも、15にのぼる主要都市のそれぞれが、20万人を超える人口を抱えている。

ポーランドは、民族的にも宗教的にも均質な国家である。人口の約97.1%はポーランド民族であり、約98.2%がポーランド語を母国語として家庭内で用いる。少数民族としてはドイツ民族が最大の約148,000人となっており、主にシレジア地方に集中して居住している。より少数の民族または国民のグループは、ベラルーシ、ウクライナ、リトアニア等の隣国と文化面での結びつきが強い。また人口の約93%が、ローマ・カトリック教徒であると推計されている。



b 憲法、政府および政党

憲法制定および政治制度

1997年に採択された憲法に基づき、任期を4年間とする二院制議会（セナット（Senate）と呼ばれる上院と、セイム（Sejm）と呼ばれる下院により構成される。）が、総選挙により選出される。下院の議員数は460名、上院は100名である。通常下院の選挙は比例代表制を用いて行われ、政党が議席を獲得するには、選挙民による投票の5.0%（連立政党の場合は8%）以上を要すると規定されている。憲法の定めにより、ファシスト政党、共産主義政党および人種差別政党は禁じられている。またいかなる立法も、上下両院による承認と、大統領の署名が必要となる。下院はまた、議員の過半数の賛成決議をもって上院の決議を却下し、議員の半数以上が出席する議会の6割以上の賛成決議をもって大統領の決定を却下する権限がある。大統領（上院または下院のいずれかの承認がある場合に限られる。）は、国家の基本重要事項に関しては国民投票の実施を請求することができる。

憲法はまた、国の通貨価値（ポーランドズウォティ）の維持に責任を負う中央銀行であるポーランド国立銀行（NBP）の独立性を定め、これに金融政策の策定・実施についての排他的な権限を与えている。この憲法に従い、政府は、結果的に公債が国内総生産（GDP）の60%を超えることとなる金額の借入れ、保証または国債の発行を禁じられている。また、公債がGDPの43%、48%または55%を超える場合に適用される予算関連の要件が定められている（「第3.1.(6) 公債 - 債務管理」の項参照。）。憲法第220条第2項により、予算不足額のNBPによる補填を予算法に定めることは認められていない。これらの制限は、ポーランド財政の健全性を守るために設けられたものであった。

憲法の定めにより、大統領は直接選挙により任期を5年間として選出され、再選は1回のみ可能である。大統領の権限には、立法の提案、特定の立法行為に対する拒否権の発動、および特定の場合における議会の解散が含まれる。ただし、大統領による議会解散権は、下院が年度予算法を政府から受領後4ヶ月以内に、署名のために大統領に提出するのを怠った場合、または下院が、憲法に規定される方法により政府を指名した後に、信任を行わなかった場合に限定される。大統領は、軍隊を指揮し、外交において国家を代表し、最高裁判所の裁判官（全国司法評議会の要請に応じて）および主席長官（最高裁判所裁判官総会により提示された候補者の中から）を任命し、また首相およびNBPの総裁を指名する権限を有している（これらはすべて、下院による承認を要する。）。

首相は、閣僚会議の議長であり、政府の組成（下院による信任投票を要する。）に責任を負う立場にある。

ポーランドは16の県（voivodships）に分割されている。各県は、政府の任命を受け、県レベルで政府を代表する知事（voivode）によって代表されている。また、独立した地方自治は、県、郡（poviats）、グミナ（gminas）の三層からなっている。上位機関である16の県には、政府任命の知事と共に地方自治政府が置かれる。中間的機関として、郡（poviats）である314の郡（counties）および郡（poviats）と同等の地位を有する66の都市、ならびに地方の選挙で選出された地方政府の基本単位として2,477のグミナ（郡（poviats）と同等の地位を有する66の都市を含む。）が存在する。自治当局は、一般選挙により選出される。地方自治体はすべて、財政上、相互にもまた政府からも自治権を有し独立している。首相がそれらの活動を制限することができるのは、国家法に抵触する場合に限定されている。地方自治体は、国家税収の分配と、地方税および手数料等の自己の収益により財源を確保している。グミナには、憲法に基づき、他の公的機関には付与されていない権限の行使が認められている。

司法権は、最高裁判所ならびに普通裁判所（控訴裁判所、地方裁判所および下級裁判所）、行政裁判所（最高行政裁判所および県行政裁判所）および軍事裁判所に与えられている。これとは別に、憲法上の問題に関係する一切の事項について管轄権を有する憲法裁判所が設けられている。

現行政府および政治

直近の大統領選挙は、2回の投票を経て2020年7月12日に終了した。選挙を争った2名の候補者は、法と正義党（PiS）のアンジェイ・ドゥダ氏（ポーランド現大統領）と、ラファウ・トゥジャスコフスキ氏（ワルシャワ市長、市民プラットフォーム党（PO））であった。アンジェイ・ドゥダ氏が得票率51.03%で選挙に勝利し、2020年8月6日に大統領に就任した。次回の大統領選挙は、2025年に行われる予定である。

直近の議会選挙は2019年10月13日に行われた。この選挙後の得票率は、法と正義党（PiS）とその統一右派連合が43.59%、市民プラットフォーム党（PO）とその市民連合（KO）が27.40%、左派（旧称 民主左派同盟）が12.56%、ポーランド農民党（PSL）とそのポーランド連合が8.55%、自由独立連盟（連盟）が6.81%であった。与党PiSは、下院では過半数の議席を維持したものの、上院では野党に過半数を奪われた。PiSの43.59%という得票率は、1989年にポーランドが民主化して以来、一党の得票率として最高であった。この選挙以前から首相を務めていたマテウシュ・モラウィエツキ氏が、2019年11月以降も現内閣を率いている。次回の議会選挙は、2023年に行われる予定である。

以下の表は、2015年10月25日の選挙結果および2019年10月13日の選挙結果を示すものである。

2015年10月25日の選挙結果		2019年10月13日の選挙結果	
下院	議席数	下院	議席数
法と正義(PiS)	235	統一右派連合(PiSを含む。)	235
市民プラットフォーム(P0)	138	市民連合(K0)	134
クキズ15(Kukiz'15)	42	左派	49
ポーランド農民党(PSL)	16	ポーランド連合	30
現代ポーランド(Nowoczesna)	28	連盟	11
民主左翼連合(SLD)	-	無所属(ドイツ系少数派)	1
みんなの運動(TR)(旧パリコト運動)	-	合計	460
ポーランド連帯(Solidarna Polska)	-	上院	議席数
左派民主主義者(LiD)	-	統一右派連合(PiSを含む。)	48
無所属	1	市民連合(K0)	43
合計	460	ポーランド連合	3
上院	議席数	左派	2
法と正義(PiS)	61	無所属	4
市民プラットフォーム(P0)	34	合計	100
ポーランド農民党(PSL)	1		
無所属	4		
合計	100		

出典：下院および上院

直近では2018年11月に地方選挙が行われたが、地方委員会と主要政党の間で票が割れた。二大政党では、法と正義党(PiS)は国全体の34.13%の票を得て地方議会の552議席中254議席を獲得した一方、市民プラットフォーム党(P0)は国全体の26.97%の票を得て地方議会に194議席を獲得した。

次回の地方選挙は、2023年に行われる予定である(地方の公職者および議員の任期は、2018年に行われた直近の地方選挙の当選者から適用されるものとして、4年から5年に延長された。)。

c 国際関係および地域協定

国際関係

ポーランドは、国際連合の原加盟国で、大半の国際機構に所属しており、189の国家と国交を有している。また1967年には、関税と貿易に関する一般協定（GATT）に加盟し、これを継承する世界貿易機構（WTO）においても会員となっている。1986年、ポーランドは、1950年に脱退していた世界銀行として知られる国際復興開発銀行（IBRD）および国際通貨基金（IMF）に再度加盟した。1987年以来、ポーランドは国際金融公社（IFC）および国際開発協会（IDA）の会員でもある。1990年には、多数国間投資保証機関（MIGA）の会員となった。さらに、欧州復興開発銀行（EBRD）においては設立時から参加している。そして1996年には、ポーランドは経済協力開発機構（OECD）の正会員となった。2004年には、EUに加盟して欧州投資銀行（EIB）に加入し、また1998年に、欧州開発銀行評議会（CEB）にも加盟している。1999年3月12日、ポーランドは北大西洋条約機構の加盟国となった。また、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の創設メンバーでもある。

地域協定

欧州連合（EU）への加盟

ポーランドとその他9ヶ国の加盟候補国は、2003年4月16日、アテネにおいてEUとの加盟条約（「加盟条約」）に署名した。加盟条約は、EU全加盟国および加盟候補国により批准され、2004年5月1日に発効した。

EUへの加盟により、ポーランドは、EUの立法および意思決定プロセスに参加できるようになり、また、EU法（EUの条約、規則、指令および決定（EUの司法判断を含む。）等）に拘束されることとなった。欧州議会議員選挙においては、ポーランドは、アイルランド、イタリア、フランス、オランダ、ベルギーおよびドイツと同様に選挙区に分化されている。

2019年の欧州議会議員選挙直後のポーランドの欧州議会議員数は、51名であったが、2020年1月31日の英国のEU脱退を受けて同国の議席が再配分され、2020年2月1日、52名に増加した。かかる議員の大多数が欧州保守改革グループ（Group of European Conservatives and Reformists）または欧州人民党グループ（Group of European People's Party）に属している。次回の欧州議会議員選挙は、2024年5月に行われる予定である。

ポーランドは、EU加盟国として、経済通貨同盟（EMU）における国家財政政策の協調に関する規則に基づく枠組みである安定成長協定（The Stability and Growth Pact）を遵守する必要がある。かかる協定は、EMUが適切に機能するための重要な要件である健全な国家財政の確保のために定められたものである。

ポーランドのユーロ導入は、期限は定められていないものの、加盟条約により義務付けられている。通貨をユーロに切り替えるためには、名目的および法的な収斂基準の達成（欧州為替相場メカニズム（ERM II）への参加等）が必要となる。ポーランドのユーロ圏への実質的な収斂の度合い（1人当たりGDP基準）は、先進EU加盟国のそれを下回っている。近年では景気循環が比較的安定して連動しているものの、ポーランドの経済構造は、ユーロ圏のそれとは異なっている。この経済構造の違いは、ポーランドでは、ユーロ圏と比べて農業、工業および建設業がGDPに占める割合が高いことに起因している。また、ユーロ圏と比べると、金融仲介や科学活動がポーランド経済に占める割合は低い。こうした事情により、ポーランド経済は、ユーロ導入によりマイナスのショックを受けるおそれがある。

EMUは近年、その構造の完成と長期的な安定性の向上を目的とする大幅な改革を行っている。その結果や今後の経済情勢に関して不確かな部分が多いため、ユーロ導入の目標期日もERM II参加の確定的な期日も未定となっている。

ポーランドは、すべてのEU加盟国と同様にEU理事会による多角的監視の対象となっており、また、収斂プログラムを毎年作成する義務を負っている。収斂プログラム（ユーロ導入国の場合は安定性プログラム）は、各加盟国およびEU全体における経済発展の監視のほか、各加盟国の経済政策とEUによる提言との適合性の検証を目的とするものである。収斂プログラムには、財政政策、経済見通しの基礎となる主要な前提条件、および経済政策措置の評価ならびにこれらが予算に及ぼす影響が記載される。この情報は、現行年度および前年度について発表されるとともに、今後3年間の予測も記載される。

2021年4月30日、ポーランドは、収斂プログラムの最新のアップデートを公表した。前年度版と同様に、2021年版アップデートは、COVID-19の感染拡大に関連して講じた危機管理措置を示したものとなっている。2020年版とは異なり、現行年度版アップデートには、2021年および今後3年間ににおけるマクロレベルの財政に関する本格的なシナリオが記載されている。

2020年の一般政府財政赤字は、景気後退およびCOVID-19の発生に対して講じた措置の結果、GDP比7.0%となった。一般政府負債の対GDP比率は、財政赤字に加え、ポーランド開発基金が金融シールドおよびCOVID-19対策基金の一環として債券を発行したことを要因として、2019年の45.6%から、2020年の57.5%に急増した。

収斂プログラムの2021年版アップデートは、2021年3月3日公表の欧州委員会の報告書^{*}に記載のある政策方針に従って行われた。これは、一般免責条項が2022年まで延長されるという前提および国内財政の枠組みに関して適切な改正が行われるという前提に基づいている。

経済の見通しは、改善しているように見受けられるが、依然として不確かな部分が多い。実質GDPは、現時点では2021年に3.8%増となる見通しだが、2024年には3.5%増に減速することが予想されている。ポーランド復興・レジリエンス計画の実施による影響が基礎となるシナリオにおいて考慮されていないことから、GDPは予想より1.2%高くなる予定である。

* COVID-19の発生から1年 財政政策に関する対応

財政政策については、回復の度合い、経済の不確実性の程度および財政の安定性に関する考察が引き続き考慮される見通しである。緊急措置が段階的に廃止されていくことで、特に2022年の一般政府収支が改善することが予想される。我々は、一般免責条項が2023年に解除されること、また、同年以降の再建のペースが国内およびEUの財政規則の最低要件に適合することを見込んでいる。結果として、財政赤字は、2021年のGDP比6.9%から、2024年にはGDP比2.5%に減少し、負債の対GDP比率は、現行年度末のGDP比60.0%から、2024年度末にはGDP比57.9%に減少すると予想される。

EU資金の流入

ポーランドがEU加盟国となって初めの何年かで最も重要な事項の一つは、EUとの協調融資によるプロジェクトを効果的に実施することであった。これは、富裕なEU加盟国に対し、EU加盟国間の経済的・社会的発展の格差解消のために、発展途上にある加盟国の支援を行うことを義務付ける欧州連帯の原則に沿ったものである。

ポーランドのEU加盟は、際立ったEU資金の流入につながり、2004年5月から2021年2月までの期間におけるEUからの資金の流入は約1,997億ユーロ（主にEU結束政策に関するイニシアチブに係る構造基金およびEUの共通農業政策に基づく支払いから）であった。これに対し、かかる期間にEUに対してポーランドが提供した「独自財源（Own Resources）」のための支払金は約644億ユーロであった。かかる期間における、EUからの資金の純流入は約1,353億ユーロであった。以下の表は、当該期間におけるポーランドへのEU資金の流入に関する情報を記載したものである。

ポーランドへのEU資金の流入は、以下に示すとおりである。

EU資金の流入

（単位：百万ユーロ）

EU資金の流入	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 2月28日に 終了した 2ヶ月
結束政策	7,078.00	11,055.5	11,399.2	13,361.10	1,909.10
共通農業政策	3,982.00	4,260.0	4,494.7	4,718.70	2,963.90
その他の資金	92.70	443.3	451.0	910.80	85.10
合計	11,152.70	15,758.8	16,284.9	18,990.60	4,958.10

出典：財務省

以下の表は、2004年5月から2021年4月までの期間におけるEU資金の使途に関する情報を記載したものである。

(単位：百万ユーロ)	
経常的流入	88,112.6
資本流入	111,588.9
合計	199,701.5
出典：財務省	

以下の表は、当該期間におけるEU資金の予想流入に関する情報を記載したものである。これらは、現在のEU予算に基づく予想額であり、EUが以下に記載する資金を提供することに関する法的な約定を反映したものではない。

EU資金の将来的な予想流入額		
(単位：百万ユーロ)		
EU資金の将来的な予想流入額	2021年	2022年
共通農業政策	5,007.8	4,963.6
結束政策	10,689.2	11,432.5
その他	791.9	1,065.7
2021年～2027年の財政予想	0	1,325.1
出典：財務省		

以下の表は、当該期間におけるポーランドによるEU予算への拠出（具体的にはEUへの「独自財源」のための支払金）に関する情報を記載したものである。

独自財源のための支払金

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 2月28日に 終了した 2ヶ月
独自財源のための支払金					
国民総所得関連の支払金	2,024.70	2,900.7	3,180.8	3,795.8	1,310.2
VAT関連の支払金	570.80	547.7	742.6	851.3	210.9
従来独自財源のための支払金	645.30	749.0	830.1	826.0	143.0
リベートおよび調整額	318.70	284.10	296.2	360.3	0
合計	3,559.50	4,481.50	5,049.7	5,833.4	1,664.1

出典：財務省

d 国際金融機関との関係

ポーランドは、世界銀行、EIB、EBRDおよびIMF等、様々な国際金融機関に加盟している。2020年12月31日現在、これら国際金融機関に対するポーランドの債務は146億ユーロとなっており、これは国庫が負う対外債務総額の25.5%に相当するものである。

世界銀行

2020年12月31日現在、世界銀行に関するポーランドのエクスポージャーは、元金返済を除くと、62億ユーロに達している。

欧州投資銀行（EIB）

ポーランドにおけるEIBの事業の主要分野は、運輸、電力およびエネルギー、水、下水道、固形廃棄物、都市開発、保健衛生、高等教育、電気通信ならびに農業の各部門である。加えて、EIBは、中小企業（SME）向けの貸付金を提供するため、民間企業および自治体への商業ベースでの貸付や、金融仲介機関への貸付も行っている。2020年におけるEIBのポーランドに対する投資総額は、46億ユーロとなった。2020年12月31日現在、EIBのポーランドの借り手に対する約定額は775億ユーロであり、同日現在のEIBのポーランドの借り手に対するエクスポージャーは、元金返済を除くと、199億ユーロである。

2015年下半年、EIBグループと欧州委員会の共同出資により、欧州戦略投資基金（EFSI）が設立された。EFSIは、EU全体におけるインフラ・イノベーション関連プロジェクトへの投資を促進するとともに、SMEおよび中堅（mid-cap）企業の資金調達を支援することを目的としている。ポーランドはこの計画を実施しており、EFSIの下で複数のプロジェクトの資金を調達した。

2020年12月10日現在、ポーランドでは、インフラ・イノベーション枠の下で58件のプロジェクトが承認されている。承認済みのプロジェクトの推定総額は589億ズウォティで、これにはEFSIの推定負担額約182億ズウォティが含まれる。ポーランドのSME枠の下では、金融仲介機関（銀行および投資ファンド）との間で13件の契約が締結されている。ポーランドにおける、これら13件の取引に関するポートフォリオの推定総額は、現在、約138億ズウォティとなっている。

2021年から2027年に関する新たな多年次財政枠組みでは、EFSIは、欧州の投資、イノベーションおよび雇用創出のさらなる強化を目的とするインベストEUプログラムによって置き換えられる。インベストEUにより、2021年から2027年までの期間に6,500億ユーロ以上の追加投資が行われる見込みである。

欧州復興開発銀行（EBRD）

ポーランドにおける営業開始以来、EBRDはポーランド経済の様々な部門（企業、金融機関、インフラおよびエネルギー）に関する455件近くのプロジェクトに対して108億ユーロ（2020年12月31日現在）を投資してきた。EBRDによる投資の大部分に当たる99億ユーロが、民間部門に対する投資であった。EBRDのポーランドにおけるプロジェクトに関する現在のポートフォリオの額は、33億ユーロ近くに上っている。

国際通貨基金（IMF）

ポーランドは、IMFの特別データ普及システムの会員であり、経済・財務データを公開するに当たって適用される慣行や基準を遵守している。現在IMFは、ポーランドとの間で12ヶ月毎に通常の第4条協議を行っている。

IMF理事会は、2021年2月3日にポーランドとの直近の第4条協議を終結させた。この協議では、ポーランド経済がCOVID-19による危機を適切に乗り切ったことが確認された。IMFによると、危機前の良好な財政状況が、雇用の維持ならびに企業の流動性および資本を支えるための大規模な財政措置の余地を与え、倒産の防止に寄与した。第1波に関する財政支援パッケージ（GDP比最大11.5%に相当し、うちGDP比約6.5%は財政支出や税収減を伴う支援策に関連した。）は、ほとんどのEU諸国よりも大規模なものであった。景気回復が確実となるまでは、引き続き緩和的な金融政策姿勢が適切である。IMFは、この危機による長期的な影響を緩和するため、当局においては投資を強化するとともに、COVID-19後の経済における参加を支援し、労働の再配置を円滑化するために労働市場政策を調整すべきとしている。

国際開発協会（IDA）

1988年以降、ポーランドはIDAに加盟し、資金を提供している。IDAは、世界の最貧国に対して特恵的な長期貸付を行っている。

2020年12月31日現在、IDAに対するポーランドの出資額は40.44百万SDRおよび35.3百万ユーロに達しており、うち38.75百万SDRおよび6.38百万ユーロが払込済みとなっている。ポーランドは、IDAの多国間債務救済イニシアチブ（MDRI）にも参加している。2020年12月31日現在、ポーランドは36.49百万ズウォティを約定済みで、10.73百万ズウォティを払込済みである。

北欧投資銀行（NIB）

ポーランドは北欧投資銀行（NIB）の加盟国ではないが、その資金を利用している。

2020年12月31日現在、NIBのポーランドの地方政府および民間部門の事業体に対する貸付額は約383.79百万ユーロであった。

欧州開発銀行評議会（CEB）

ポーランドは、1998年にCEBに加盟した。

2020年12月31日現在、CEBが承認したポーランドに対する貸付額は150百万ユーロで、150百万ユーロが既に実行済みとなっている。2020年12月31日現在、国庫に対するCEBのエクスポージャーは、227百万ユーロに達している。ポーランドの事業体に対するCEBの合計エクスポージャーは、17.3億ユーロに達している。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）

ポーランドは、2016年6月、AIIBの創設メンバーとなった。ポーランドは現在、AIIBからの借入れは行っていない。

主な国際条約

EUへの加盟以来、ポーランドはEU条約の規定に従い通商政策を執り行っている。EUは、EU加盟国間における関税同盟と、とりわけ共通関税、共通貿易体制、ならびに統一的な貿易自由化措置および貿易防御手段の実施に関する非加盟国に対する共通通商政策を有している。ポーランドは、EUが非加盟国との間に締結したすべての通商協定の当事者である。

EU加盟条約は、EU条約およびEUの機能に関する条約とともに、経済、貿易、サービス、資本および労働力の移動ならびに投資の促進および保護等に対する規制の法的根拠となっている。

ポーランドは、2017年6月に税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約（MLI）に署名している。ポーランドは、国内の批准手続を完了し、2018年1月23日にMLIの4番目の署名国として批准書を寄託した。MLIは、OECD/G20の税源浸食および利益移転（BEPS）プロジェクトの結果を世界中の二国間租税条約に取り入れることにより、既存の国際課税ルール間のギャップを解消するための解決策を各国政府に提供するものである。MLIにより、二重課税を排除するために締結された数千にも及ぶ二国間租税条約の適用方法が変更される。

現在までに、MLIにより、ポーランドの39の租税条約が変更されている。ただし、MLIの対象となる条約の数は、条約相手国における批准手続の完了状況に基づいている。このプロセスは現在進行中であるため、将来的には、MLIはポーランドの約50の二重課税防止条約に適用されると現時点で推定されている（ただし、ポーランドはMLIの対象として78の条約を挙げている。）。

(2) 【経済】

ポーランドは、38.4百万人を超える人口を擁し、EUの全中欧・東欧加盟国のうち最も人口の多い国（EU全体では第5位）である。ポーランド経済の強みとして、非金融企業および世帯の民間債務は比較的低い水準にあり、通貨体制は柔軟である。また、ポーランドの輸出および経済は1つの部門のみに依存しておらず、国内市場は広範である。銀行部門は十分な資本、流動性および利益性を保っており、マクロ経済政策は、長期的に、高くかつ持続可能な成長を維持することを目標としている。2004年のEU加盟以来、ポーランドはEUの構造基金から大きな恩恵を受けており、政府はこれにより、インフラ・社会開発に着実に投資することができている。EU基準への適応は、ポーランドの近代化を後押ししてきた。

ポーランド経済の最大の構成部分はサービス部門（65%）であり、工業および建設業（32%）ならびに農業（3%）の各部門がこれに続いている。

強固なマクロ経済の基礎的条件および政策の枠組み、多大かつ多様な国内需要、ならびに柔軟な財政政策により、ポーランドはEUで唯一、2007年以降の世界的な経済・金融危機の間も景気後退を回避し、2008年から2020年にかけて53%（平均年間GDP成長率約3.6%）の成長を遂げた。現在、ポーランドはEU27ヶ国中第6位の経済国であり、好調な民間部門、国際競争力のある輸出中心企業、および教育水準が高く技能に優れた人的資本を有している。

昨年のCOVID-19およびそれに伴う規制は、1991年以来初となるGDPのマイナス成長（2.8%の下落）をもたらした。ただし、世界経済全体が停滞していることから、不況は当初の予想よりも緩やかであり、これは良好な結果と捉えることもできる。

ポーランドの金融政策の枠組みは、憲法およびポーランド国立銀行（NBP）法に規定されている。NBPは、金融政策の実施について責任を負っており、金融政策は、物価の安定を維持するとともに、政府の経済政策を支援することを基本方針とするものである。金融政策委員会（NBPの独立した意思決定機関）（MPC）は、20年にわたり、直接インフレ目標戦略の下で金融政策を実施している。2004年には、MPCは、2.5%（対称許容偏差±1%）のインフレ目標を採用した。金融政策の戦略の原則およびインフレ目標の水準は、これ以降変更されていない。

2004年から2020年までの間、ポーランドの平均消費者物価指数（CPI）は2.1%で、NBPのインフレ目標に合致していた一方、平均コア・インフレ率（食料およびエネルギーの価格を除いたCPI）は1.4パーセントであった。

以下の表は、当該期間に関する特定のマクロ経済的統計を示したものである。

	2004年	2008年	2018年	2019年	2020年
	(以下において、現行価格、1人当たり購買力基準(PPS))				
1人当たりGDP	11,290	14,470	21,840	23,230	-
	(以下において、対GDP比率(%))				
個人消費	64.4	62.0	58.4	57.5	56.8
公共消費	18.3	18.7	17.7	18.0	19.2
投資	18.3	23.1	18.2	18.3	16.7
輸出	34.2	37.8	55.2	55.4	55.8
輸入	37.2	43.1	52.2	50.6	49.0
付加価値：					
工業	22.4	21.5	21.8	21.4	21.7
建設業	6.3	7.2	6.7	6.5	6.5
商業および自動車修理業	16.4	15.9	15.6	15.5	15.3
	(以下において、合計=100)				
雇用構造(LFS(1)、15歳以上)：					
農業	17.6	14.0	9.6	9.1	9.5
工業および建設業	29.0	31.9	31.7	32.0	31.5
サービス業	53.4	54.2	58.8	58.9	59.0
	(以下において、%)				
労働力率(LFS(1)、15歳以上)	54.4	54.2	56.3	56.2	56.1
雇用率(LFS(1)、20-64歳)	57.3	65.0	72.2	73.0	73.6
失業率(LFS(1)、15-74歳)	19.0	7.1	3.9	3.3	3.2
1人当たり労働生産性(EU27ヶ国=100(2))	-	62.5	76.9	79.9	-
CPI	3.5	4.2	1.6	2.3	3.4
コア・インフレーション	1.7	2.3	0.7	2.0	3.9
	(以下において、百万ユーロ)				
外貨準備高	26,967	44,139	102,268	114,511	125,622
	(以下において、対GDP比率(%))				
国際投資ポジション	(45.1)	(46.8)	(55.4)	(49.8)	(42.6)
CAB	(5.8)	(6.9)	(1.3)	0.5	3.5
非金融部門への融資：					
非金融企業	12.5	16.9	15.9	15.1	14.2
世帯	11.8	28.7	33.3	32.7	33.3

出典：EU統計局、NBP、ポーランド統計局、独自の計算

留意事項：手法の変更のため、労働市場に関するデータは完全に比較可能ではない。

注記：

(1) LFS - 労働力調査

(2) 2020年2月以降、EU27ヶ国(英国を除外)

a 現在の経済実績

COVID-19の発生およびそれを封じ込めるための前例のない措置の導入は、一種の突発的な需給ショックとなり、2020年のポーランド（およびその主要貿易相手国）の経済活動の力学にマイナスかつ重大な影響を与えた。ポーランドは、3月に最初のコロナウイルス症例を報告し、同月中に最初のロックダウンを実施した。この規制は夏には解除されたものの、新規感染者数の急増と医療制度の逼迫により、秋には新たな制限が導入された。これらすべてが重なって、GDPは1991年以来初めてマイナス成長となった。ただし、これは当初の懸念よりは緩やかで、前回1991年の7%縮小を下回った。ポーランドの国内総生産は、2019年には4.7%拡大したのに対し、COVID-19による危機が家計消費および固定投資を妨げたことで、2020年には2.7%縮小した。純輸出および公共消費のみが、GDPを力強く支えた。封じ込め措置は、経済のいかなる部門も迂回しなかった。工業、建設業およびほとんどの市場サービスにおいて、生産高が減少した。しかしながら、規制による打撃が圧倒的に大きかったのは、ほぼ全面的な休業を強いられたホテル、ケータリングおよびレクリエーション業界であった。COVID-19の経済への影響を緩和するため、ポーランドは、数十億ズウォティ規模の企業支援策を打ち出した。経済当局（政府およびポーランド国立銀行）の行動は迅速かつ効果的で、2020年、ポーランドの実績はEU加盟国の中で最高水準であった。COVID-19に関する今後の動向は、今後数ヶ月の経済成長の道筋を決める重要な要因となる。

2020年の平均CPIインフレ率は、（前年には2.3%であったのに対し）3.4%に達した。2020年第1四半期において、インフレ率は大幅に上昇して4.5%（前年同期比）の水準に達し、インフレ目標の許容偏差の上限を超えた。これは主に、電力価格の上昇や食料価格の高止まりに加えて、経済活動の高成長と労働市場の好況による影響がコア・インフレの上昇に遅れて寄与したことによる。COVID-19の発生後、燃料価格が大幅に下落し、また食料価格の上昇ペースが鈍化したことが、2020年のその後の各四半期におけるインフレ率の低下に寄与した。ただし、衛生関連規制の実施により一部の企業で営業費用が増加したこともあり、コア・インフレ率は高水準で推移した。2020年末には、CPIインフレ率は2.4%まで大幅に低下し、インフレ目標をわずかに下回った。2021年第1四半期のインフレ率は2.7%で、1月から2月にかけてはインフレ目標前後で推移し、3月には主に燃料価格の高騰により上昇した。

経済活動の著しい低下は、労働市場の状況の悪化をもたらした。ただし、悪化の程度はCOVID-19発生当初に予想されていたよりもはるかに小さく、他のEU諸国と比べても比較的軽微であった。労働市場は、政府がいわゆる危機防止シールドの下で実施した措置に支えられた。危機防止シールドは、雇用保護（従業員の安全衛生を含む。）、起業家への融資、医療、金融システムの強化および公共投資の5つの主要分野を対象とする、政府の景気刺激策である。

COVID-19の発生を受けて、ポーランドの金融当局は速やかに金融緩和に乗り出した。2020年3月から5月の間に、主要金利は3回にわたって引き下げられ、NBPの基準金利は合計1.4%ポイント低下して0.1%となった。銀行の流動性を支えるため、法定準備率は3.5%から0.5%に引き下げられた。NBPは、レポ取引、手形割引クレジットおよび資産買入プログラムを含む追加措置のパッケージも適用した。後者の取引は、国債および政府保証債の流通市場で行われる。当該プログラムの目的は、銀行部門における長期的な流動性構造の変革、買い入れた有価証券の流通市場における流動性の確保、および金融政策波及メカニズムの強化とされている。2020年3月から2021年1月末までの間に、NBPは、17回の入札において1,086億ズウォティ（券面額）の債券を買い入れた。MPCによると、NBPの金融政策は、経済活動を支援することでCOVID-19の経済への悪影響を緩和するとともに、インフレをNBPの中期インフレ目標と一致する水準で安定させている。

以下の表は、2020年までの5年間にに関する特定のマクロ経済的統計を示したものである。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	(以下において、実質成長率(%))				
GDP	3.1	4.8	5.4	4.7	(2.7)
総消費	3.5	4.2	4.3	4.5	(1.3)
個人消費	4.0	4.7	4.5	3.9	(3.1)
投資	(8.2)	4.0	9.4	6.1	(9.6)
	(以下において、GDP成長率への寄与(%ポイント))				
国内需要	2.2	4.7	5.3	3.5	(3.5)
純輸出	0.9	0.1	0.0	1.3	0.8
	(以下において、%)				
雇用成長率(LFS(1)、15歳以上)	0.7	1.4	0.4	(0.1)	(0.1)
失業率(LFS(1)、15-74歳)	6.2	4.9	3.9	3.3	3.2
CPI	(0.6)	2.0	1.6	2.3	3.4
NBP基準金利(年末現在)	1.50	1.50	1.50	1.50	0.10
	(以下において、対GDP比率(%))				
CAB	(0.8)	(0.3)	(1.3)	0.5	3.5

出典：ポーランド統計局、NBP、EU統計局、独自の計算

注記：

(1) LFS - 労働力調査

b リスク

短期的な見通しは、引き続き非常に不確実である。成長の見通しは主に、COVID-19の新たな増加の規模、期間および頻度、それらをどの程度効果的に封じ込めることができるか、ならびに有効なワクチンの普及までにどれだけの期間を要するかに左右される。最近のワクチン承認により、COVID-19に関する状況が好転する期待は高まっているものの、新たな感染の波、新たなウイルス変異種、およびEUレベルでのワクチン配布に伴う物流上の問題等が、見通しに対する懸念材料となっている。明るい面として、2021年に有効なワクチンが大規模に展開されれば、外需および投資家の信頼が高まり、回復のペースが加速する可能性がある。

c 対内直接投資

ポーランドへの対内直接投資

対内直接投資の内訳は、直接投資事業体の株式の取引（株式の購入を含む。）、収益の再投資および債券類の取引の残高であった。

ポーランドへの対内直接投資額は、企業および銀行により提供されたデータに基づいている。対内直接投資に関する年間値は、外国直接投資に関する新たなOECDベンチマーク定義（第4次改訂）に従って設定されている。

以下の表は、ポーランドへの対内直接投資を表している。

（単位：百万ユーロ）

	対内直接投資の構成要素			
	株式	収益の再投資	債券類	合計(純額)
2015年	5,229	6,966	1,563	13,758
2016年	1,776	8,549	3,855	14,181
2017年	(938)	9,172	(92)	8,142
2018年	4,197	8,250	1,108	13,555
2019年	952	10,097	(1,354)	9,695

出典：NBP

2019年、ポーランドへの対内直接投資は9,695百万ユーロ（純額）となった。EU諸国からの対内直接投資は8,019百万ユーロで、ドイツおよびオランダからの直接投資が中心であった。EU以外の国からの対内直接投資は1,676百万ユーロ（純額）で、韓国からの直接投資が最大であった。2019年における対内直接投資は、主に（ ）100.97億ユーロの収益の再投資、（ ）952百万ユーロの株式の純流入、および（ ）1,354百万ユーロの債券類に対する資本（その他の資本）の純流出に起因するものであった。

d 社会保障制度

年金制度改革

2012年、政府は包括的な年金改革を導入し、この改革は2013年1月1日に施行された。変更内容には、とりわけ、男性の定年を65歳から67歳に、女性の定年を60歳から67歳に段階的に引き上げることが含まれた。現政府および現大統領のアンジェイ・ドゥダ氏は、改革のこの側面を覆し、女性は60歳、男性は65歳という従前の定年制を復活させる意向を表明した。その結果、2017年10月1日に施行された社会保険基金からの年金に関する法律およびその他特定の法律を改正する法律により、女性は60歳、男性は65歳という従前の定年制が復活した。

現在、オープン・エンド型年金基金（OFE）改変の立法作業が進行している。この改変は2021年に発効予定で、責任ある開発のための戦略の柱の一つとなっている。OFEは、民間の年金基金マネージャー（PTE）によって管理され、被保険者から年金拠出金の一部を受領している。政府は、OFEが被保険者のリスクの分散も社会保障も確保できていないことから、現在のOFEの形態および運営方法は妥当ではないと考えている。さらに、現在のOFE部門の構造は、永続的な資金の純流出につながり、OFEの口座から国家経済への運用可能な資金の流入を生じないものである。被保険者が負担する年金拠出金は、19.52%である。給与総額のうちOFEに移転されるのは2.92%に過ぎず、残りの拠出金は社会保障基金（FUS）の口座に支払われる。また、年金拠出金がOFEに移転されるのは、被保険者が自らの拠出金のOFEへの移転を希望する旨申告した場合に限られる。このため、将来の年金支給総額に占めるOFEからの年金支給額の割合は僅少となる。

改変案は、主に以下を前提としている。

- ・ OFEを管理するPTEは投資ファンドマネージャー（TFI）に、OFEは特別オープン・エンド型投資ファンド（SFIO）に移行する。
- ・ OFEの純資産は、TFIが管理する個人退職金口座（IKE）に移転される。
- ・ OFEの加入者は、自らのOFE加入者口座内の資産を自らのFUSの口座に移転し、既にFUSに拠出されている資産に追加するよう要求することができる。かかる移転について、被保険者による手数料の支払いはない。
- ・ 被保険者が自らの資産をIKEに保管することを決定した場合、OFEからIKEに移転される純資産の15%の移転手数料が課せられる。この手数料は、2022年に2回に分けて支払われる。この手数料の額は、OFEの資金がFUSに移転され、被保険者がFUSのみから年金給付を受領した場合に支払うべき年金給付に係る所得税の額に相当する。IKEの資産によるキャピタル・ゲインについては、個人所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される。
- ・ 新SFIOの投資方針は、被保険者の年齢構成およびプロファイル、ならびに投資ファンドに関する法律の要件に応じて調整される。

従業員資本制度に関する法律（PPK）は、2018年10月4日に議会で採択され、2019年1月1日に施行された。

同法は、2016年7月に発表された、いわゆる資本積立プログラムに伴うものである。PPKは、従業員および雇用主が拠出金を支払い、国庫が従業員の制度加入を促すためのインセンティブを支払う任意の従業員資本制度の構築を通じて、個人の長期貯蓄を増加させ、将来の年金受給者の安定性を向上させることを主な目的としている。とりわけ将来のEU予算上ポーランドに割り当てられる資金の減少が予想される中、長期貯蓄の増加は、より多くの国内資本の確保を通じてポーランド経済への投資にプラスの影響を与えるものと考えられる。

この新たな法律の下では、その雇用契約が通常の年金拠出の対象となる18歳から55歳までのすべての従業員を自動的に加入させることを前提に、いわゆる従業員資本制度の創設が計画されている。従業員はオプトアウトの権利を有するため、この新たなスキームへの加入は任意である。55歳から70歳までの従業員も、雇用主にスキームへの加入を申請した場合、制度に加入することができる。

この法律は、すべての雇用主に対し、適格な金融機関（投資ファンド会社が管理する投資ファンド、一般年金組合または労働年金組合が管理する年金基金、投資型保険基金として保険を提供する保険機関）によって管理される資本制度を社内に設ける義務を課すことを前提としている。雇用主と従業員の両方が拠出金を支払う必要がある。雇用主が支払うべき基本的な拠出金は従業員の報酬の1.5%で、さらに任意で2.5%増額することができる一方、従業員が支払うのは自らの報酬の2%で、さらに任意で2%増額することができる（よって、最低拠出率は3.5%、最大拠出率は8%となる。）。従業員によるPPK加入を奨励するため、労働基金からの、プログラムの開始時における一回限りのインセンティブとしての250ズウォティの支払い（PPKへの拠出金を3ヶ月間定期的に納入した後）、および前年に一定額の貯蓄（最低報酬の2%の拠出の6ヶ月分相当）を積み立てた場合における240ズウォティの年次の追加的支払いが計画されている。月収が最低水準（最低賃金の120%未満）の者がこのスキームに加入するインセンティブとして、従業員拠出額の減額（最低拠出率は報酬総額の0.5%とされる。）を申告するオプションが採用されている。かかる者も、年次の追加的支払いを受ける権利は失わない。

積み立てられた貯蓄額は、認可を受けた金融機関によって運用され、金融市場に投資される。従業員が60歳を超えると、その貯蓄額のうち25%については一括での移転として引き出すことができ、75%については10年以上にわたり毎月均等払いを受けることができる。これらの支払いには、キャピタル・ゲイン税は課されない。PPKは、プログラムで積み立てた資金を引き出すための選択肢を示している。引出しは、所定の退職年齢に達したこと、障害、または死亡が条件とされ、かかる所定の事由が生じる前に引出しを行う場合には違約金が適用される。早期引出しを行う場合、PPKへの加入による所得は、通常の個人所得税率で課税される。投資資金の安全性を高めるため、許容される投資方針が規定されている。金融機関は、貯蓄を加入者の年齢に応じてリスクの程度が区別された投資ファンド（いわゆる確定日付ファンド）に投資する。

従業員資本制度を設ける義務は、2019年7月にまず250人超を雇用する企業に適用された後、2021年1月の公共部門の雇用主および20人未満を雇用する企業に至るまで、すべての企業を対象に、従業員数に応じて段階的に適用された。

社会保障費

国家支出の主要素は社会保障支出である。現在、国家により4つの社会保障基金および年金基金が運営され、それらは全額または一部が雇用者および被雇用者の拠出金によって賄われている。これらの基金の収入は国家予算における収入としては計上されない。しかし、上記のうち2基金には、多額の国家予算が移転されており、かかる移転は支出として計上されている（後記「第3.1.(5) 財政」中の表を参照。）。社会保険基金ならびに年金および農業従事者向け障害基金は、最大の予算外基金であり、それ自体の予算外収入に加えて、国家予算からの移転に頼っている。

e 今後の経済計画

「第3.1.(5) 財政 - 財政制度および税制」の「予算手続」以降の項を参照のこと。

(3) 【貿易及び国際収支】

a 国際収支^{*}

2014年9月30日以来、ポーランドは国際収支および国際投資ポジションに関するデータを、国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版(BPM6)に概説された新たなガイドラインに従って作成している。2004年以降に関する過去のデータも、BPM6に合わせて編集された。

ポーランドの経常収支は、2018年には6,518百万ユーロの赤字となった。経常収支は、2019年には2,611百万ユーロの黒字となり、2020年には185.38億ユーロの黒字となった。2018年の国際収支の統計により、財貨の貿易の赤字は、6,219百万ユーロであったと判断される。2019年には、財貨の貿易の収支は、1,204百万ユーロの黒字であった。2020年においても、財貨の貿易の収支は黒字であり、123.92億ユーロとなった。対外収支が全体的に黒字となった主な要因は、財貨の貿易およびサービスにおける黒字であった。

2018年には、財貨の貿易は、輸入の増加ペースが輸出のそれを上回ったことで減少した。2019年には、貿易収支は、輸出の増加ペースが輸入のそれを上回ったことで改善した。2020年には、貿易収支は、輸入の減少ペースが輸出のそれを上回ったことで、2019年比で改善した。2018年には、輸出額および輸入額は、2017年比でそれぞれ7.4%および10.3%増加した。2019年には、輸出額および輸入額は、それぞれ7.3%および3.8%増加した。2020年には、輸出額および輸入額は、2019年比でそれぞれ0.1%および4.9%減少した。COVID-19に関連した規制により、2020年の国際収支における財貨およびサービスの輸出および輸入の実績は悪化した。

直接投資は、資産負債原則に従って国際収支に表示されている。2018年には、直接投資の負債側における取引の収支は、148.05億ユーロの黒字となった。2019年の収支も、128.05億ユーロの黒字となった。2020年の国際収支では、112.30億ユーロの資本流入が見られた。2019年中の直接投資の収支の黒字は、株式・投資ファンド持分に関する取引の収支が111.25億ユーロの黒字となったことによるものであった。債券類に関する収支も、1,680百万ユーロの黒字となった。2020年の負債側における直接投資の収支は、株式・投資ファンド持分の純流入が100.82億ユーロの黒字となったこと、また、債券類に対する資本の純流入が1,148百万ユーロとなったことの影響を受けた。

* 国際収支は、IMFが国際収支・国際投資ポジションマニュアル(BPM6)において概説した基準に従って作成されている。欧州レベルでは、欧州中央銀行と欧州委員会はいずれも、関連法により規制される各々の報告要件を改定した。変更内容については、Information on changes in the statistics of the balance of payments and international investment position in 2014 ([http://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/aktualnosci/2014/Revision BoP IIP 2014.html](http://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/aktualnosci/2014/Revision%20BoP%20IIP%202014.html))に記載されている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの国際収支および関連統計データを記載している。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (暫定値)
経常収支	(3,384)	(1,542)	(6,518)	2,611	18,538
貿易収支	2,030	(353)	(6,219)	1,204	12,392
財貨：輸出(f.o.b.)	177,486	202,035	217,066	232,936	232,789
財貨：輸入(f.o.b.)	175,456	202,388	223,285	231,732	220,397
サービス収支	13,752	17,837	21,259	23,647	23,518
サービス収支：受取	44,030	50,960	57,662	62,469	58,795
サービス収支：支払	30,278	33,123	36,403	38,822	35,277
第1次所得収支	(17,728)	(18,879)	(20,124)	(20,420)	(15,784)
第1次所得収支：受取	11,231	11,851	12,280	12,680	10,766
第1次所得収支：支払	28,959	30,730	32,404	33,100	26,550
第2次所得収支	(1,438)	(147)	(1,434)	(1,820)	(1,588)
第2次所得収支：受取	5,484	6,057	5,659	5,845	6,657
第2次所得収支：支払	6,922	6,204	7,093	7,665	8,245
資本収支	4,457	5,891	10,423	10,544	12,619
資本収支：受取	5,171	6,362	11,785	11,581	15,145
資本収支：支払	714	471	1,362	1,037	2,526
金融収支	1,335	(2,287)	1,173	7,852	22,416
直接投資資産	12,813	3,431	1,951	4,267	3,843
直接投資負債	16,639	10,182	14,805	12,805	11,230
ポートフォリオ投資資産	(5,436)	1,320	482	(278)	(3,493)
株式	(5,677)	281	(1,101)	(688)	(6,131)
債券	241	1,039	1,583	410	2,638
ポートフォリオ投資負債	(2,077)	5,466	(3,249)	(11,242)	(10,621)
株式	(2,347)	1,274	776	84	(2,932)
債券	270	4,192	(4,025)	(11,326)	(7,689)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (暫定値)
その他投資資産	2,487	5,726	5,184	823	11,508
金融当局	227	(230)	0	(3)	3
中央政府および地方政府	220	16	1,081	819	3,057
通貨金融機関 (中央銀行を除く)	298	444	2,862	(748)	(490)
その他部門	1,742	5,496	1,241	755	8,938
その他投資負債	14,572	(11,031)	42	3,643	3,795
金融当局	15,082	(10,157)	1,865	1,544	501
中央政府および地方政府	(70)	(650)	(894)	(764)	2,866
通貨金融機関 (中央銀行を除く)	(1,874)	(2,341)	(3,094)	(3,237)	446
その他部門	1,434	2,117	2,165	6,100	(18)
金融派生商品	175	(1,004)	(1,074)	(964)	(953)
外貨準備高	20,430	(7,143)	6,228	9,210	15,915
誤差脱漏	262	(6,636)	(7,732)	(5,303)	(8,741)

出典：NBP

b 外国貿易

2015年、2016年、2017年、2018年および2019年には、輸出がそれぞれGDPの49.1%、51.9%、54.2%、55.2%および55.5%を占めた。一方で、輸入は2015年、2016年、2017年、2018年および2019年にそれぞれGDPの46.3%、48.2%、50.4%、52.2%および50.8%を占めた。

貿易の焦点

2019年には、EU諸国との貿易は、ポーランドの輸出の80.0%、輸入の58.1%を占めた。なかでもドイツがポーランドの最大貿易相手国であり、輸出の27.7%、輸入の21.9%を占めていた。同時期におけるその他のEU諸国との貿易は、輸出の52.3%、輸入の36.2%を占めていた。

以下の表は、当該年度のポーランドの輸出入先地域を割合で示したものである。

	(%)									
	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年(暫定値)	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
先進国：										
ドイツ	27.4	23.3	27.5	23.1	28.2	22.6	27.7	21.9	28.9	21.8
英国	6.7	2.6	6.4	2.4	6.2	2.4	6.0	2.3	5.7	2.1
その他のEU諸国	45.7	35.3	46.1	34.9	46.2	33.8	46.3	33.9	44.9	33.2
その他の先進国	6.5	7.0	6.6	7.3	6.5	7.1	6.8	7.7	6.7	7.6
先進国合計	86.3	68.2	86.6	67.7	87.1	65.9	86.8	65.8	86.2	64.7
中・東欧諸国：										
CEFTA(1)	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.4	0.7	0.4	0.6	0.5
ロシア	2.8	5.8	3.0	6.4	3.0	7.1	3.1	6.1	3.0	4.5
その他の中・東欧諸国(2)	2.7	1.4	2.1	1.2	2.1	1.4	2.2	1.3	2.4	1.2
中・東欧諸国合計	5.5	7.2	5.8	7.9	5.8	8.9	6.0	7.8	6.0	6.2
発展途上国	8.2	24.6	7.6	24.4	7.1	25.2	7.2	26.4	7.8	29.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
出典：ポーランド統計局										

注記：

- (1) 2006年、中欧自由貿易協定（CEFTA）は、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアおよび北マケドニアによって構成されていた。2007年5月1日から2013年7月までは、CEFTAは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、セルビアおよびコソボにより構成されていた。2013年7月1日をもって、クロアチアは、EU加盟に伴いCEFTAを離脱した。
- (2) 「その他の中・東欧諸国」には旧ソビエト社会主義共和国連邦の欧州諸国が含まれる。

貿易構造

ポーランドの外国貿易は、一定期間における同じ産業または生産グループ内での商品の輸出および輸入である産業内貿易で占められている。

2020年の輸出品目のうち最も重要なもの（暫定値に基づく）は、機械類および輸送機器類（自動車、車輛運搬具、船舶ならびに自動車の部品および装備品）、加工品および雑製品（その他消費財）である。最も重要な輸入品目は、輸出を占める品目と類似しているが、輸出と比べて化学工業製品が比較的より重要な地位を占めている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの輸出品内訳（税関のデータおよび標準国際貿易商品分類に基づく。）を示している。

	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年(暫定値)	
	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	20,229.2	11.0	22,703.6	11.0	24,130.5	10.8	25,542.1	10.7	26,967.9	11.4
飲料およびタバコ	2,771.4	1.5	3,740.8	1.8	4,223.3	1.9	4,633.9	2.0	5,262.2	2.3
非食品原材料 (燃料を除く)	3,901.6	2.1	4,493.7	2.2	5,184.1	2.3	5,336.6	2.2	5,148.3	2.2
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	4,588.6	2.4	5,079.8	2.5	5,759.0	2.5	5,023.5	2.1	3,551.6	1.4
動植物性油脂	509.4	0.3	313.5	0.2	262.8	0.1	335.5	0.1	407.6	0.2
小計	32,000.2	17.3	36,331.4	17.7	39,559.7	17.6	40,871.6	17.1	41,337.7	17.5
加工品：										
化学工業製品	16,917.0	9.2	19,715.8	9.5	20,070.9	9.0	21,627.1	9.1	22,841.4	9.6
原材料別製品	34,263.9	18.5	38,648.0	18.7	41,742.6	18.7	43,232.4	18.2	41,794.8	17.8
機械類および輸送機器類	70,538.6	38.2	76,501.1	37.0	83,395.9	37.3	90,665.4	38.1	88,868.0	37.2
雑製品	30,619.4	16.6	34,985.2	16.9	38,395.9	17.2	41,068.0	17.2	42,208.1	17.7
未分類製品	503.8	0.3	456.6	0.2	431.5	0.2	683.2	0.3	455.9	0.2
小計	152,338.9	82.5	169,850.1	82.1	183,605.3	82.2	196,592.9	82.6	196,168.1	82.5
合計	184,842.9	100.0	206,647.3	100.0	223,596.4	100.0	238,147.5	100.0	237,505.8	100.0

出典：ポーランド統計局

以下の表は、当該年度におけるポーランドの輸入品内訳（税関のデータおよび標準国際貿易商品分類に基づく。）を示している。

	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年(暫定値)	
	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	13,825.2	7.6	15,415.4	7.4	15,918.4	7.0	16,729.3	7.1	17,510.5	7.8
飲料およびタバコ	1,379.4	0.8	1,517.6	0.7	1,632.0	0.7	1,821.7	0.8	2,088.1	0.9
非食品原材料 (燃料を除く)	5,625.0	3.1	6,489.0	3.2	6,989.8	3.1	6,819.4	2.9	6,334.4	2.8
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	10,748.1	5.9	14,443.1	7.0	19,235.3	8.4	17,878.3	7.6	11,885.0	5.3
動植物性油脂	733.3	0.4	854.3	0.4	803.5	0.3	859.8	0.4	1,038.9	0.5
小計	32,311.0	17.8	38,719.4	18.7	44,579.0	19.5	44,108.5	18.9	38,856.9	17.3
加工品：										
化学工業製品	26,589.7	14.7	29,902.2	14.5	31,139.8	13.6	31,704.7	13.5	33,012.9	14.7
原材料別製品	32,188.4	17.8	36,445.0	17.7	39,909.4	17.5	38,466.3	16.5	37,255.3	16.7
機械類および輸送機器類	65,078.1	36.0	71,646.0	34.8	79,455.2	34.8	85,025.7	36.4	81,272.5	35.8
雑製品	22,630.2	12.5	26,362.9	12.8	29,553.1	13.0	31,074.5	13.3	32,964.5	14.5
未分類製品	2,127.2	1.2	3,008.9	1.5	3,535.9	1.6	3,651.6	1.5	2,168.2	1.0
小計	178,797.4	98.8	164,356.1	79.8	180,057.5	78.9	186,271.2	79.6	186,673.4	82.7
合計	180,934.6	100.0	206,084.4	100.0	228,172.3	100.0	234,028.0	100.0	225,530.3	100.0

出典：ポーランド統計局

貿易政策

2004年5月1日にEUに加盟して以来、ポーランドはEU法（共通関税を含む。）の適用を受けている。

共通関税は、品目を表す合同関税品目分類表コードのそれぞれに関税分類規則および関税率を指定している。ポーランドにおける全経済事業者は、その事業活動が物品の輸出入を含む場合、共通関税に従う義務を負う。これは、国内・国外のいずれの経済事業者であるかを問わない。共通関税は、ポーランドを含むEUの全加盟国を全面的に拘束し、全加盟国に直接適用される。

2021年1月1日以来、共通関税率は、関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則（EEC）第2658/87号付属書Iを改正する2020年9月21日付欧州委員会実施規則（EU）第2020/1577号（2020年度物品税10月30日EU官報L361/1）に準拠している。

c 対日貿易

輸出	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年(暫定値)	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連 品：												
食料品および動 物	18.2	3.2	26.8	4.5	38.7	6.9	40.8	6.1	63.4	8.5	62.1	8.5
飲料およびタバ コ	1.6	0.3	1.3	0.2	1.2	0.2	1.5	0.2	1.5	0.2	1.8	0.2
非食品原材料 (燃料を除く)	14.4	2.5	21.0	3.6	20.5	3.7	26.5	4.0	31.3	4.1	36.8	5.0
鉱物性燃料、潤滑 油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	1.1	0.1
その他これらに類 するもの												
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0
小計	34.2	6.0	49.1	8.3	60.5	10.8	69.3	10.4	96.5	12.8	101.8	13.9
加工品：												
化学工業製品	55.7	9.8	60.3	10.2	66.5	11.9	65.1	9.7	69.1	9.2	48.3	6.6
原材料別製品	89.9	15.7	128.0	21.7	107.7	19.3	130.8	19.6	127.1	16.9	109.6	15.0
機械類および輸送 機器類	332.0	58.2	268.1	45.3	245.0	43.9	316.9	47.4	365.4	48.7	384.1	52.5
雑製品	58.6	10.3	84.8	14.4	78.1	14.0	85.8	12.8	92.1	12.3	87.4	11.9
未分類製品	0.5	0.1	0.5	0.1	0.7	0.1	0.8	0.1	0.7	0.1	0.6	0.1
小計	536.7	94.0	541.7	91.7	498.0	89.2	559.4	89.6	654.5	87.2	630.0	86.1
合計	570.9	100.0	590.8	100.0	558.6	100.0	668.7	100.0	750.9	100.0	731.8	100.0

出典：ポーランド統計局

輸入	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年(暫定値)	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：												
食料品および動物	2.7	0.1	3.1	0.1	2.9	0.1	3.4	0.1	3.8	0.1	4.1	0.1
飲料およびタバコ	0.5	0.0	0.9	0.0	1.2	0.0	2.3	0.1	3.2	0.1	2.3	0.0
非食品原材料 (燃料を除く)	52.2	2.0	52.2	1.8	88.1	2.3	105.0	2.4	112.5	2.2	101.7	2.1
鉱物性燃料、潤滑 油	3.0	0.1	0.9	0.0	1.1	0.0	1.0	0.0	1.3	0.0	1.5	0.0
その他これらに類 するもの												
動植物性油脂	0.5	0.0	0.5	0.0	0.4	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
小計	58.9	2.2	57.6	1.9	93.7	2.5	111.9	2.6	120.9	2.4	109.8	2.3
加工品：												
化学工業製品	348.8	13.0	354.6	12.0	379.8	10.0	387.3	9.1	746.7	14.8	898.3	18.7
原材料別製品	212.2	7.9	233.0	7.9	228.5	6.0	236.9	5.5	246.7	4.9	281.3	5.9
機械類および輸送 機器類	1,532.0	57.3	1,685.4	56.9	2,085.8	55.1	2,359.5	55.3	2,707.2	53.7	2,397.6	49.9
雑製品	516.9	19.3	625.8	21.1	991.8	26.2	1,166.0	27.3	1,207.3	24.0	1,105.9	23.0
未分類製品	5.9	0.2	5.6	0.2	6.6	0.2	8.6	0.2	9.5	0.2	10.4	0.2
小計	2,615.8	97.8	2,904.4	98.1	3,692.5	97.5	4,158.3	97.4	4,917.4	97.6	4,693.6	97.7
合計	2,674.7	100.0	2,962.0	100.0	3,786.2	100.0	4,270.2	100.0	5,038.3	100.0	4,803.3	100.0

出典：ポーランド統計局

d 外貨準備高および外国為替相場の変動

外貨準備高および金準備高

ポーランドの準備高は、2021年3月末、2020年および2019年には、それぞれ1,584億ドル、1,542億ドルおよび1,284億ドルであった。政府は、これらの準備高が、ポーランドの短期対外債務、および準備高における輸入カバレッジの月数に鑑みて十分であると考えている。

以下の表は、当該年度末現在のポーランドの準備高に関する一定の情報（ドル換算）を示している。

	外貨準備高(1) (金を除く)	金準備高	準備高合計	準備高合計に おける輸入 カバレッジの月数(2)
	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	
2015年	91,405.8	3,515.3	94,921.1	6.0
2016年	110,554.6	3,837.0	114,391.6	7.1
2017年	108,986.8	4,292.1	113,278.9	5.9
2018年	111,664.1	5,300.5	116,964.6	5.3
2019年	117,209.1	11,195.9	128,405.0	5.9
2020年	140,343.3	13,902.9	154,246.2	6.1

出典：NBP

注記：

(1) IMFにおけるポーランドの外貨準備持高を含む。

(2) 財貨輸入額平均に基づく。

為替相場政策

2000年4月以降、ズウォティは概ね自由変動相場制に移行している。しかしながら、変動相場制は、中期的なインフレ目標を達成する上で必要となり得る国内のマクロ経済および財政の安定を確保するため必要な場合に、為替介入を行うことを排除するものではない。

以下の表は、当該年度におけるズウォティ対米ドルのNBP公定相場を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
期末	4.1793	3.4813	3.7597	3.7977	3.7584
平均	3.9431	3.7777	3.6134	3.8395	3.8978

出典：NBP

以下の表は、当該年度におけるズウォティ対ユーロのNBP公定相場を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
期末	4.4240	4.1709	4.3000	4.2585	4.6148
平均	4.3625	4.2576	4.2623	4.2980	4.4449

出典：NBP

(4) 【通貨・金融制度】

a 通貨・金融制度および資本市場の概要

ポーランドの銀行制度の構造および発展

2020年9月末現在、ポーランドには30行の商業銀行があったが、そのうち14行がポーランド資本主体で、16行が外資主体であった。また、協同組合銀行533行および外国信用組合の34支店がポーランド国内で営業を行っていた。商業銀行が銀行部門の大半を占め、銀行部門の資産の91.3%を保有していた。このうち、外資系の子会社および信用組合の支店に属する資産の割合は、43.5%であった。数は多いものの小規模な協同組合銀行は、2016年に相互支援スキームを構築し、以来、統合を進め、商業銀行に対する競争上の地位を向上させている。市場の集中は、増加しているものの依然として緩やかであり、当該部門の資産に占める最大手5行のシェアは55%となっている。国内銀行3行が子会社または支店を通じて国外でサービスを提供していたが、その活動の範囲はかなり限定的で、部門全体の財務成績には影響を与えなかった。

2020年のポーランドの銀行部門の動向および収益は、COVID-19の影響を受けた。2020年9月の資産利益率（「ROA」）は、（前年同期の0.69%から減少して）年率で0.38%であった。収益性の低下は主に、COVID-19関連の貸倒引当金の急増によるものであった。低金利環境は純金利マージン比率に大きな影響を与えず、当該比率は比較的安定的に推移して近時では2.26%に達した。COVID-19の悪影響にもかかわらず、ポーランドの銀行の財務実績は、依然として現在のEU平均を大きく上回っている。

COVID-19のパンデミックにより、非金融顧客への貸付の伸び率は、年間を通じて徐々に鈍化し、2020年第4四半期にはマイナス（年末現在マイナス1%）となった。しかし、貸付の伸びが低下したのは、主に信用需要が減少したことによるものであり、銀行による信用枠の過剰な制限によるものではなかった。鈍化の程度は、信用の種類によって異なった。法人向け貸付の年間の伸び率は6.6%、消費者金融はマイナス2.2%、住宅資金貸付は5.4%（うち、前年比でズウォティ建て住宅資金貸付は10.3%増加、外貨建て住宅資金貸付は7.5%減少）となった。2011年以降、新規住宅資金貸付のほとんどすべてがズウォティ建てである。そのため、外貨建て住宅資金貸付が住宅資金貸付残高の合計に占める割合は（2009年のピーク時には住宅資金貸付ポートフォリオ全体の70%（GDP比10%）超であったのに対し）25.8%（GDP比5.2%）まで減少した。非金融部門への貸付の対GDP比率は、約48%に達した。

不確実性と信用リスクの急増にもかかわらず、不良債権比率で見たポーランドの銀行部門の資産の質は、わずかに低下したにすぎなかった。貸付返済猶予の利用および比較的緩やかな失業率の上昇により、貸付損失の額はある程度制限された。住宅資金貸付ポートフォリオは、不良債権比率（2.4%）が非金融部門貸付の平均（7.1%）を大きく下回ったことで、他の貸付ポートフォリオの実績を上回った。引当金による不良債権のカバー率は59.5%で、これは貸付の平均証券化比率に鑑みて高いと考えられる。

2020年中、銀行の資金構造は引き続き堅調で、国内の非金融部門の預金の割合は61%に達した。企業預金の額も、国庫補助金の流入により大幅に増加（前年比29.0%増）した。預貸率は緩やかな低下傾向が続き、約81.5%となった。住宅ローン銀行はカバード・ボンドの発行を推し進めたものの、ポーランドの銀行部門では、市場での資金調達はまだ主要な資金調達手段ではない。

ポーランドの銀行部門は、十分な資本バッファを備えてCOVID-19を迎えた。2020年の困難な環境の中、当該部門は十分な自己資本を維持し、平均総資本比率（TCR）は19.5%、Tier 1比率は17.4%であった。ポーランドの総資産に占めるリスク・アセットの比率は54.2%とEU平均を大幅に上回り、ポーランドの銀行の平均レバレッジ（Tier 1資本に対する資産の比率）は10.6%とEU平均を明らかに下回ったことでリスクをカバーする能力の高さを示した。2020年秋に実施されたストレス・テストでは、銀行部門のシステムの強靱性が実証された。ストレス・テストの結果は、最悪のシナリオ下においても、対象銀行の大多数が超過資本により損失をカバーし、貸出活動を継続することが可能であることを裏付けた。

ポーランド国立銀行

NBPはポーランドの中央銀行であり、憲法、1997年8月29日付ポーランド国立銀行法（「NBP法」）および1997年8月29日付銀行法（「銀行法」）により権限を与えられている。これらの法律は、EU基準に合致している。欧州連合法、ポーランド共和国憲法およびNBP法はいずれも、中央銀行の信頼性にとって極めて重要な、NBPの独立性を裏付けている。憲法に基づき、NBPは貨幣の発行および金融政策の策定・実施について独占権を有している。NBPは、NBP法に従い、国家に銀行業務を提供している。NBPは政府の財務代理人として行為することがあるものの、国庫の義務について責任を負うものとは見なされない。またNBPは、銀行制度の整備に必要な条件の策定について責任を負う。2015年のNBP法改正以降、NBPは、金融制度を安定させるとともに、金融部門のシステミック・リスクを軽減または排除する任務を与えられている。

NBPは、大統領、MPCおよび理事会の3つの管理主体を有している。NBP総裁は、ポーランド共和国大統領の要請を受けて下院がこれを任命し、その任期は6年間で、解任の可能性は厳しく制限されている。アダム・グラピンスキ氏は、2016年6月10日に下院によってNBP総裁に正式に任命され、下院への忠誠の宣誓を行った後、同年6月21日に同職に就任した。NBP総裁は、NBPの他の2つの管理主体の議長、およびマクロ健全性の監督の分野に関して金融安定委員会の議長も務める。NBP法に基づき、総裁の権限は、MPCおよびNBP理事会の権限とは切り離されている。

金融政策に関する意思決定は、MPCがこれを行う。憲法およびNBP法によると、MPCは、年次の金融政策ガイドラインを策定し、これを閣僚会議が提出する予算案とともに下院に提出する。当該ガイドラインに基づき、MPCは、金融政策に関する意思決定、とりわけ金利、法定準備率および準備金の利率についての意思決定を行う。さらに、憲法により、MPCは、各会計年度終了後5ヶ月以内に、金融政策上の目標に対する成果について下院に報告書を提出しなければならない。MPCはまた、インフレの動向に影響を与えたマクロ経済の状況に関するMPCの評価を示すインフレ報告書を、年3回発表している。

MPCIは、議長であるNBP総裁と、NBP外部から集められた9名の委員で構成される。委員は、任期を6年間として、ポーランド大統領、下院および上院がそれぞれ同数を任命する。現職の委員のうち8名および議長の任期は、2016年中に開始した。ズウォティの為替レートの設定に関する指針は、閣僚会議（すなわち政府）がMPCと協議の上でこれを定める。NBP理事会は、為替相場政策に関する任務を実施する。NBPは、外国通貨の最新の為替レートおよびその他の種類の外国為替レートを公表するほか、公的外貨準備を保有および管理し、また銀行業務ならびに外国為替操作の安全および国際決済の流動性を確保するためのその他の措置を講ずること、中央外国為替当局の役割を果たす。

NBP理事会の主な責任には、MPCによる決議事項の履行、公開市場操作の監督、為替政策に関する任務の実施およびポーランドの金融制度の安定性の分析が含まれる。理事会は、NBP総裁と、6名から8名の委員（うち2名が副総裁）で構成される。NBP法に定められた財政の安定に関するNBP理事会の権限に従い、NBPは、半年毎に財政安定に関する報告書を作成している。これは、特に銀行部門に関する国内金融制度の弾力性を、潜在的なまたは実際の金融およびマクロ経済に関するショックに照らして分析するものである。同報告書は、主に金融機関から直接受領し、NBP独自の量的・質的調査によって裏付けられたデータに基づく金融およびマクロ経済に関する広範な指標を考慮に入れている。

資本市場

ワルシャワ証券取引所（WSE）

1991年、ポーランドはWSEを開設した。WSEは、主要市場を運営すると同時に、2007年8月に設立された中小企業向けの代替市場であるNewConnectの運営も行っている。WSEは2010年11月に株式公開を行い、ワルシャワにおいて上場した。

2009年9月、WSEは、ポーランドにおいては初となり、中・東欧でも類を見ない債務証券に関する組織的市場であるCATALYSTを開始させた。このシステムにより、社債および地方債の発行および取引が円滑化され、最適化される。また、WSEの子会社であるBondSpot S.A.は、長期国債および短期国債の売買に特化したホールセール市場であるTreasury BondSpot Polandの運営会社である。

WSEによると、同取引所は現在、中・東欧（ポーランド、チェコ共和国、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、オーストリアおよびハンガリーを含む。）最大の国家金融商品取引所にして、近年欧州で最も急速に成長している取引所の一つである。WSEは、株式、デリバティブ、債券および仕組商品、電力、天然ガスならびに財産権の取引市場において幅広い商品やサービスを提供しているほか、取引の清算、電力の原産地証明書登録簿の運用および市場データの販売も行っている。

2021年2月4日現在、WSEには434社（国内の384社および国外の50社）が上場しており、ポーランド法に基づき営業を行っている計46社の投資会社のうち、9社は証券取引業務を行う銀行であり、その他は独立系である。2021年2月現在、3,175名の公認の証券ブローカーおよび784名の公認の投資アドバイザーが存在する。

外国投資家は、WSEにおいて国内投資家と同一条件で取引を行い、取引利益を外貨で自由に送金することができる。

ポーランドの資本市場の発展の結果、2017年9月のFTSE国別分類年次市場レビューにおいて、FTSEラッセルが運用する各種指数におけるポーランドの地位は「先進市場」に格上げされた。ポーランドが「先進市場」の地位を得たのは、ほぼ10年ぶりのことであった。ポーランドはさらに、中・東欧諸国の中で、FTSEラッセルが「先進市場」の地位を更新した最初の国である。かかる格上げの日以降、ポーランドの主要企業はFTSE先進国指数に含まれている。

国庫証券

ズウォティ建て長期国債および短期国債は、国庫により通常の入札方式で取引されている。国内の発行市場は、プライマリー・ディーラーの役割を果たす特定の銀行グループが中核を成している。

以下の表は、当該期間における国内市場での国庫証券の販売に関する特定の情報を記載したものである。

(単位：十億ズウォティ(名目))

	2020年 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2020年
国庫証券の総販売額					
長期国債	56.9	75.2	23.6	26.9	182.6
短期国債	0	17.7	0	0	17.7
合計	56.9	92.9	23.6	26.9	200.4
国庫証券の純販売額					
長期国債	24.8	43.5	12.1	(2.5)	78.0
短期国債	0	17.7	(6.8)	0	10.9
合計	24.8	61.3	5.3	(2.5)	88.9
出典：財務省					

長期国債の取引は、店頭（OTC）市場（規制対象外）、Treasury BondSpot Poland電子プラットフォーム、ならびに規制市場であるWSEおよびBondSpot S.A.の3つの流通市場のセグメントで行われている。2020年中、長期国債は主にOTC市場（総取引高の98.0%）において取引され、長期国債の総取引高のうちTreasury BondSpot Poland電子プラットフォームならびに規制市場であるWSEおよびBondSpot S.A.における取引高の割合は、それぞれ2.0%および約0.01%であった。2020年12月末時点の国庫債務の主な所有者は、国内の銀行部門が4,519億ズウォティ（41.2%）、外国人投資家が3,730億ズウォティ（34.0%）、国内の非銀行部門の投資家が2,726億ズウォティ（24.8%）であった。

市場性のある対内債務の償還までの平均年限（ATM）およびデュレーションは、2019年12月末現在のそれぞれ4.53年および3.10年から、2020年12月末現在ではそれぞれ4.23年および3.09年に増加した。市場性のある対内債務の更新までの平均年限（ATR）は、2019年12月末現在の3.18年から、2020年12月末現在では3.16年に減少した。対外債務の金利リスクの水準は、外貨建て債務返済コストの金利変動に対する感応度が限定的（2020年12月末現在のATRおよびデュレーションがそれぞれ4.72年および4.76年）であることから、コスト最小化を脅かすものではない。

b マネー・サプライおよび公定歩合

金融政策

NBPの金融政策の主要な目標は、政府の経済政策を支えながら物価の安定を維持することである。NBPは、物価の安定の維持に努めつつ、変動相場制に基づくインフレ目標戦略を推し進めている。また同時に、金融政策は、持続的な経済成長と財政の安定を促進する方向で実施されている。

MPCは、中期的なインフレの数値目標を定めており、また、年11回の定例会議を行って経済状況および経済の見通しについて協議し、物価の安定に対するリスクを分析した上で、現状を維持するか、または金融政策手段を調整している。MPCの拘束力のある金融政策ガイドラインによると、金融政策の主たる手段は、NBPの金利である。2004年以降、中期的なインフレ目標は2.5%（対称許容偏差は±1%ポイント）に設定されている。目標値は、中期的な視点でのCPIの年間増加率として定められている。また、MPCは毎年、金融政策指針を発表することにより、翌年の金融政策の概要を提示する。

かかる概要は、中期的戦略と一致している。2.5%±1%ポイントの中期目標の導入以降、ポーランドにおけるCPIの平均インフレ率は2.1%となっている。2020年のCPIの平均インフレ率は3.4%で、引き続きNBPの目標の許容変動幅の範囲内であった。年間のインフレ率の変動は、主にサービス価格の変化によるものであり、管理価格の上昇が年間の消費者物価指数に大きく寄与した。コア・インフレ率（食品およびエネルギーの価格を除いたCPIインフレ率）は、2020年中やや上昇し、平均3.9%となった。2020年末までに、CPIインフレ率は目標に近い2.4%まで低下した。MPCの評価によると、インフレ率は、供給および規制に関する要因により一時的に上昇した後、金融政策の効果波及期間にわたって目標に近い水準で推移する見通しである。

COVID-19の発生後、NBPは迅速かつ断固とした対応を取った。2020年3月中旬以降、金利の引下げ、銀行部門への流動性の供給、流通市場での国債や政府保証債の買入れを含む資産買入プログラムの開始、および銀行が企業に供与したローンの借換えを目的とした手形割引クレジットの提供など、多くの決定を実施してきた。とりわけ、2020年3月から5月にかけては、2015年3月以来初となる3段階での連続的な金利引下げを実施した。この結果、NBPの基準金利は1.5%から0.1%に低下した。

金融政策の実施

ポーランドにおいて、NBPの金利は、既定のインフレ目標の達成に関する金融政策の主要な手段である。かかる金利の水準を設定することにより、MPCは、短期金融市場金利の水準に影響を与えている。

NBPの基準金利は、公開市場操作で得られる利回りを決定づけている。ポーランドの銀行部門では流動性が過剰な状態が広く見られるため、銀行間取引市場から過剰な流動性を吸収するために公開市場操作が用いられる。2008年以降、公開市場操作は、ポーランド翌日物金利レート（POLONIA）をNBPの基準金利水準に保つことを可能にするような規模で実施されている。

NBPの公開市場操作は、以下の3つのカテゴリーに分類される。

- ・ 主要公開市場操作。これは、通常はNBP証券を7日の満期で発行する形式により週次で定期的に行われる。買付期間中は、NBPの基準金利を水準とする固定金利が適用される。
- ・ 調整的操作。これは、短期金融市場金利の変動を制限する目的、およびより長期にわたって銀行部門に流動性を供給し、または流動性を吸収する目的で実施される。流動性の供給の一環として、NBPIは、レポ取引やNBP証券の期限前償還を行うことがある。流動性を吸収する場合には、NBPIは、NBP証券の発行やリバース・レポ操作を行うことがある。かかる操作の満期および利回りならびに実施方法は、それらを適用する目的に応じて異なる。
- ・ 構造的公開市場操作。これは、場合により銀行部門の長期的な流動性構造に変化を与える目的、および買い入れた有価証券の流通市場における流動性を確保し、金融政策波及メカニズムを強化する目的で実施される。NBPIは、かかる操作において、債券の発行および流通市場における有価証券の売買を行うことができる。

以下の表は、NBPが2011年以降設定した金利の詳細とその変動を示している。

(%)

効力発生日	ロンバード ・レート	基準金利	預金金利
2011年 5 月12日	5.75	4.25	2.75
2011年 6 月 9 日	6.00	4.50	3.00
2012年 5 月10日	6.25	4.75	3.25
2012年11月 8 日	6.00	4.50	3.00
2012年12月 6 日	5.75	4.25	2.75
2013年 1 月10日	5.50	4.00	2.50
2013年 2 月 7 日	5.25	3.75	2.25
2013年 3 月 7 日	4.75	3.25	1.75
2013年 5 月 8 日	4.50	3.00	1.50
2013年 6 月 6 日	4.25	2.75	1.25
2013年 7 月 4 日	4.00	2.50	1.00
2014年10月 9 日	3.00	2.00	1.00
2015年 3 月 4 日	2.50	1.50	0.50
2020年 3 月18日	1.50	1.00	0.50
2020年 4 月 9 日	1.00	0.50	0.00
2020年 5 月29日	0.50	0.10	0.00

出典：NBP

2020年の金融緩和の一環として、NBPは、COVID-19に対応するため、既存の金融政策手段の利用を拡大することを決定した。NBPが講じた措置には、とりわけ、NBP金利の引下げ（NBP基準金利は合計で1.50%から0.10%に引き下げられた。）、流通市場における国債および政府保証債の買入れ、ならびに法定準備率の引下げ（3.50%から0.50%）が含まれた。NBPは、銀行に手形割引クレジットを提供することで、企業に対する銀行ローンの借換えを可能にしている。さらに、NBPは、レポ操作によって銀行部門に流動性を供給しており、今後必要に応じてかかる操作を行う用意がある。

中央銀行の貸借対照表

2020年12月31日現在

資産の部	(単位：千ズウォティ)
1. 金および金準備高	52,252,619.6
2. 対非居住者外貨建債権	527,465,943.1
2.1. IMFに対する債権	6,879,394.5
2.2. 外国機関、証券、対外融資およびその他の外国資産の残高	520,586,548.6
3. 対居住者外貨建債権	0.0
4. 対非居住者国内通貨建債権	0.0
5. 金融政策オペに関連したその他の国内の通貨金融機関に対する国内通貨建債権	52,955.4
5.1. 主要な借換え業務	0.0
5.2. 長期借換え業務	0.0
5.3. 調整的業務	0.0
5.4. 構造的業務	0.0
5.5. 限界貸出ファシリティ	52,955.4
6. その他の国内の通貨金融機関に対するその他の国内通貨建債権	16.0
7. 居住者発行の国内通貨建証券	112,563,027.9
8. 一般政府に対する国内通貨建債権	0.0
9. 決済中の科目	0.0
10. その他の資産	1,978,942.9
10.1. 有形および無形固定資産	1,031,541.1
10.2. その他の金融資産	297,239.1
10.3. オフバランスの金融商品の再評価差益	444,371.2
10.4. 未収金および前払い費用	37,263.3
10.5. 雑資産	168,528.2
資産合計	694,313,504.9

負債の部	(単位：千ズウォティ)
1. 流通銀行券および貨幣	321,800,665.9
2. 金融政策オペに関連したその他の国内の通貨金融機関に対する国内通貨建債務	62,629,413.3
2.1. 当座預金(最低準備金を含む。)	30,351,413.3
2.2. 預金ファシリティ	32,278,000.0
2.3. 固定金利預金	0.0
2.4. その他の金融政策オペ	0.0
3. その他の国内の通貨金融機関に対するその他の国内通貨建債務	444,908.2
4. 国内通貨建で発行された債券からの負債	127,767,680.0
5. その他の居住者に対する国内通貨建債務	24,859,721.0
5.1. 一般政府に対する債務	23,852,886.1
5.2. その他の債務	1,006,834.9
6. 非居住者に対する国内通貨建債務	2,196,156.7
7. 居住者に対する外貨建債務	46,262,773.2
8. 非居住者に対する外貨建債務	45,352,526.9
9. IMFに対する債務	7,128,746.3
10. 決済中の科目	0.0
11. その他の債務	729,945.2
11.1. オフバランスの金融商品の再評価差損	111.8
11.2. 未払い費用および前受け収益	90,135.9
11.3. 雑負債	639,697.5
12. 将来の債務に対する引当金	179,569.6
13. 再評価勘定	45,740,356.1
14. 資本および準備金	11,742,344.4
14.1. 授権資本	1,500,000.0
14.2. 資本準備金	391,425.1
14.3. 準備金	9,850,919.3
15. 損益	(2,521,301.9)
15.1. 今年度損益	9,344,061.5
15.2. 繰越損益	(11,865,363.4)
負債合計	694,313,504.9

出典：NBP

(5) 【財政】

財政制度および税制

ポーランドの財政制度は、国家予算、地方予算、予算外ユニット、国家機関その他の機関で構成され、中央、地方および社会保障の3つのサブセクターに分けられている。一般政府部門（欧州版国民経済計算体系2010（ESA2010）の定義のとおり。）に比べると部門分けおよび会計処理方法にいくつか相違点がある。

ポーランドが用いる方式は、以下の2点においてESA2010と大きく異なる。

- ・ ESA2010の下では歳入および歳出は発生主義に基づき算出される一方、ポーランドの方式は現金主義による。
- ・ 両方式間では公共部門の定義の範囲が異なる。例えば、国立商業銀行（BGK）の年次報告に基づき設定されている基金（すなわち、COVID-19対策基金、国道基金および鉄道基金）および銀行保証基金（BGF）は、ポーランドの方式では除外されるが、ESA2010では含まれる。

ポーランドの財政政策は、国内法およびEU法の規定に含まれる以下の制限の範囲内で実施されている。

- ・ 2009年8月27日付国家財政法（2016年法律書誌第1870項（その後の改正を含む。））に含まれる歳出安定化規則（SER）に基づいて翌年に関して設定された、国家予算歳出の上限。
- ・ 一般政府の名目上の財政赤字（GDP比3%）および一般政府債務（GDP比60%）の基準値。また、GDP比マイナス1%という中期財政目標の達成。

政府の主たる目標である持続可能な財政の実現には、他の手段に加えて、とりわけ、財政政策の制度的枠組みのさらなる強化が必要である。そのため、ポーランドは、2013年にSERを採用した（後記「歳出安定化規則」の項を参照のこと）。この規則は、2014年の国家予算を策定する過程において、補助的な方法で用いられ、正式には2015年の予算から導入された。SERは、一般政府の過剰財政赤字の削減および財政再建の推進の一助となっている。

2020年、欧州委員会は、COVID-19に起因するEU全体の深刻な景気後退により、EUの安定成長協定に定められた一般免責条項の適用条件が満たされたと判断した。この条項の発動により、ポーランドを含む各国は、中期的な財政の安定性を脅かさないことを条件に、2020年中、財政政策目標に関するEU理事会の勧告を一時的に逸脱することが可能とされた。

歳出安定化規則についても、同様のアプローチが取られた。歳出安定化規則では、緊急時における免責条項の適用が認められている。EUレベルおよび国内での免責条項の発動は、財政政策を拡大し、経済の保護およびCOVID-19による影響の緩和のための措置を導入するものであった。

2020年の財務実績

2017年から2019年までの期間、COVID-19前の堅固な成長環境、力強い歳入の伸び、および統制の取れた財政政策により、ポーランドの一般政府部門の財政赤字総額は持続的に改善し、平均でGDP比0.8%（2017年には1.5%、2018年には0.2%、2019年には0.7%）となった。

2020年の一般政府部門の状況は、マクロ経済情勢およびCOVID-19のパンデミックへの対応措置によって決定付けられた。2021年4月に発表された中央統計局の推計によると、2020年の財政赤字（ESA2010方式による。）は1,615億ズウォティ（GDP比7.0%）となり、2019年と比べて約6.3%ポイント悪化した。赤字の増加は、一般政府支出がGDP比6.9%ポイント増加した（生産者への補助金が3.3%ポイント急増したことを含む。）一方で、歳入も0.6%ポイント増加した結果であった。ポーランドの一般政府財政赤字は、EU全体の財政赤字（GDP比6.9%）に極めて近く、ユーロ圏の財政赤字（GDP比7.2%）をわずかに下回った。

財政赤字は、中央政府サブセクターがGDP比8.0%の赤字となった一方、地方政府サブセクターおよび社会保障サブセクターが黒字（それぞれGDP比0.2%および0.9%）となった結果であった。

中央政府における一般政府財政赤字の急激な増加は、パンデミックに対応するために採用した措置により、EUとポーランドの両方の規制の下で財政規則からの逸脱が必要となったことで生じた。財政法^{*}における歳出安定化規則の改正により、欧州委員会の勧告に従い、かつてない規模で一般政府支出を引き上げることが可能となった。労働市場、企業、家庭、医療サービスおよび公共投資に対する支援は主に、いわゆる危機防止シールド関連法の下で導入された措置の一環として2020年4月にBGKに設立されたCOVID-19対策基金、ならびに2つの政府プログラム（零細・中小企業向けPFR政府金融シールド・プログラムおよび大企業向けPFR政府金融シールド・プログラム）に基づくポーランド開発基金（PFR）によって賄われた。PFRの中小企業を主な対象とするローンおよび補助金による支援額は、約632億ズウォティに達した。返済不要の補助金を受けるためには、企業は契約で定められた期間にわたり、事業活動および雇用を維持しなければならない。COVID-19基金およびPFRにより管理される各種プログラムの資金は、国庫保証債券の発行により調達された。財政法で均衡化が予定されていた現金ベースの国家予算は、2020年8月に修正され、財政赤字の上限が1,093億ズウォティに引き上げられた。最終的には、歳入の改善と歳出の減少により、2020年の国家予算上の現金ベースの財政赤字は850億ズウォティとなった。

* 2020年3月に発生したCOVID-19のパンデミックを受けて、欧州委員会は、EUの安定成長協定に定められた一般免責条項の適用を提案した。この条項は、予算政策に関するEU理事会の勧告からの一時的な逸脱を可能にし、経済を支えるための協調的な財政刺激策を認めるものである。これにより、財政法の歳出安定化規則（SER）が改正された。免責条項は以後、ポーランド全域で戒厳令や非常事態、自然災害または疫病の流行が宣言され、同時にマクロ経済情勢が著しく悪化した（すなわち、上記の状況にある年の予測成長率が、過去6年間の平均値から2%ポイントを引いた値を下回る）場合に適用される。同時に、回帰条項も自動的に適用される。これにより、上記いずれかの状況の発生の2年後から4年後までの期間にわたり、歳出規則の本来の安定化方式に段階的に回帰することが可能になる。SERの一時停止後における当該規則への回帰のペースは、マクロ経済情勢（すなわち名目GDPの水準）および疫病が宣言された翌年の経済成長のペースに左右される。一方で、SERが適用除外された後の各年の修正額（追加支出額）は、事象（疫病等）の影響を防止することを直接の目的とした裁量的措置による財政的効果の合計に左右される。このため、本来の方式に回帰するプロセスは段階的なものとなり、ポーランドのマクロ経済の安定を脅かすものとはならない。2020年、SERは一時的に停止された。

2020年の一般政府部門の歳出は、GDP比48.7%となった。その主な要因は、COVID-19のパンデミックに対応するべく採用された財政刺激策およびその他の対策の費用であり、かかる費用はGDP比約4.3%に相当し、主に企業に対する補助金として生じた。この項目はGDP比3.8%の水準に達し、名目増加率は前年比744.1%であった。採用された対策には、事業活動継続のための直接的な補助金やローンの提供のほか、シビルロー契約および個人事業主としての契約に基づく個人への休業給付、社会保険および健康保険への拠出の免除、賃金の一部助成、追加的な育児手当、失業者に対する連帯手当、子どもの休暇のための資金補助（いわゆるツーリスト・バウチャー）等の手段が含まれた。

2020年前半におけるパンデミックの拡大と経済の封鎖は、公共投資の妨げとなった。投資額は、2019年と比べて0.1%ポイントの増加にとどまり、GDP比4.4%となった。投資を主に牽引したのは、道路建設および鉄道インフラの近代化の分野における、政府の複数年計画に基づくプロジェクトであった。景気回復における公共投資の役割に鑑み、地方政府の投資活動の活性化に向けた新たな施策が導入されている。2020年7月、閣僚会議の決議により、COVID-19基金で賄われる約133億ズウォティ規模の政府地方投資基金（RFIL）プログラムが設立された。2020年12月までに、地方政府は100億ズウォティ程度の支援を受けた。

困難な状況にもかかわらず、2020年には、過年度に創設されたすべての主要な社会プログラムが継続された。これには、第1子に関する所得基準が撤廃されたファミリー500+プログラム（この変更は2019年7月に採択され、2020年がプログラムに係る支出が増加する最初の年となった。）、4人以上の子を出産・養育し、年金を受給していないか、または年金受給額が最低限度を下回る女性を対象とした特別プログラム（通称ママ4+）、家族・介護手当および離婚手当基金からの手当の支給、学生を対象としたグッドスタート・プログラム、自立が不可能な人々に対する手当の支給、ならびに国家予算で賄われるその他の手当（退役軍人手当、エネルギー一時金、石炭手当等）が含まれる。さらに、2020年には、リタイアメント+と称する新たなプログラムが導入された（高齢者および障害年金受給者のための追加的な年間現金給付であり、2020年の費用は約130億ズウォティであった。）。全体として、社会給付は名目ベースで前年比10.1%増加し、GDP比18.7%となった。

名目ベースでの公共消費の伸び率は前年比8.2%で、GDP比では約1.2%ポイント増の19.2%となった。

2020年の一般政府部門の歳入はGDP比41.7%で、2019年と比べて0.6%ポイントの増加となったが、名目増減率では大幅に減少した（2019年の7.5%に対し、2020年は2.9%）。GDP比での増加は、概して、名目GDP成長率が過年度と比べて低下した結果であった。

ESA2010の手法に基づく税収はGDP比22.0%で、2019年と比べて約0.3%ポイント増加した。生産および輸入に係る税収が0.2%ポイント増加し、所得に係る税収が0.1%ポイント弱わずかに増加した。2020年第2四半期における経済の封鎖に伴うマクロ経済情勢の悪化および税収の全般的な縮小にかかわらず、2020年全体では、主要な4種類の税金（付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、所得税（PIT）および物品税）のうち、VATおよびCITの税収は2019年を上回った。これら2種類の税金による収入の増加は、主に過年度に実施され、2020年も継続された、税務コンプライアンスの強化および強引な課税最適化への対策を目的とする複数の措置の結果であった。PITの税収の減少は、パンデミックのみならず、2019年後半に導入された変更にも影響を受けている。かかる変更には、26歳までの個人を対象とする第1の課税最低限に係る所得限度額までの所得税免除（2019年8月から有効）や、基本税率の18%から17%への引下げ（2019年10月以降）が含まれる。

社会保険料収入は、名目上で前年比5.1%増（GDP比では0.5%ポイント増加して14.7%となった。）となり、経済における賃金基金の増加率（前年比3.6%増）を大きく上回った。かかる拠出の水準は、国家経済における報酬基金の増加率および構造的な変化に基づいている。起業家支援の一環として免除された保険料は、COVID-19基金からの移転で賄われ、被保険者は、年金に対する権利および健康・疾病給付を受ける権利を留保した。

一般政府収支

以下の表は、当該年度の一般政府収支（ESA2010に基づき算出）を示している。

(対GDP比率(%))

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
一般政府収支	(2.2)	(1.5)	(0.2)	(0.7)	(7.0)
中央政府	(2.4)	(3.6)	(0.5)	(1.1)	(8.0)
地方政府	0.3	0.1	(0.3)	(0.2)	0.2
社会保障基金	(0.1)	2.1	0.6	0.6	0.9

(単位：百万ズウォティ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
一般政府収支	(41,614)	(29,581)	(5,127)	(15,798)	(161,544)
中央政府	(44,907)	(72,587)	(11,662)	(24,810)	(185,934)
地方政府	5,062	2,036	(6,718)	(4,682)	3,733
社会保障基金	(1,769)	40,970	13,253	13,694	20,657

出典：ポーランド統計局

以下の表は、ポーランドの方式による当該年度の国家予算歳入および歳出を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(1)
	(以下において、別段の記載がない限り十億ズウォティ単位)				
歳入合計	314.7	350.4	380.0	400.5	419.8
歳出合計	360.8	375.8	390.5	414.3	504.9
収支	(46.2)	(25.4)	(10.4)	(13.7)	(85.0)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(1)
	(以下において、対GDP比率(%))				
歳入合計	16.9	17.6	17.9	17.5	18.1
歳出合計	19.4	18.9	18.4	18.1	21.7
収支	(2.5)	(1.3)	(0.5)	(0.6)	(3.7)

出典：財務省、ポーランド統計局

注記：

(1) 2020年執行見込額

以下の表は、当該年度の地方政府の歳入および歳出の合計に係る一定の情報を示している。
(単位：百万ズウォティ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
歳入合計	213,669	229,879	251,846	278,507	304,930
歳出合計	206,035	230,166	259,386	280,209	299,241
収支	7,634	(287)	(7,540)	(1,702)	5,689

出典：財務省

予算手続

ポーランド政府の会計年度は暦年である。憲法に基づき、閣僚会議は、各会計年度初めの少なくとも3ヶ月前に下院に予算案を提出しなければならない。その後予算案は、通常の立法手続を経る。予算案が各会計年度の開始前に下院および上院の両方で承認されない場合には、政府は、予算が採択されるまで予算案に基づき国家財政を運営することができる。閣僚会議が下院に予算案を提出後4ヶ月以内に、議会が予算案を承認せず、またこれを執行のために大統領に提出しない場合には、大統領は議会を解散することができる。

2021年予算法

2021年予算法は、2021年1月28日に署名された。2021年予算法では、国家財政赤字を823億ズウォティと想定されており、国家予算歳入は4,045億ズウォティ、国家予算歳出は4,868億ズウォティと見積られている。また、予算では、実質GDP成長率は4.0%と予想されている。

歳出安定化規則（SER）

SERは、中期的に名目上の一般政府収支を中期財政目標（現在の目標はGDP比1%の構造的財政赤字）（MT0）の水準で安定させ、かつ公債を予め定められた限度内で安定させることで国内財政の持続可能性を確保することを目的としている。同時に、SERは、とりわけ厳しい景気減速の状況下における財政政策の過剰な引き締めや、良好な経済状況下における過剰な緩和を防ぐものである。

SERは、国家財政法の改正により2013年末に施行され、2015年の予算手続から効力を生じた。SERの導入およびこれに伴う国内財政枠組みの変化により、加盟国における予算の枠組みの要件に関する2011年11月8日付欧州理事会指令2011/85/EUの遵守が確保された。かかる指令は、加盟国に対し、数値的な財政規則の使用を義務付けるものである。

SERの下では、許容される歳出の増加の水準は、中期実質GDP成長率にCPIインフレ率（MPCの目標値）を乗じた率により上昇する。さらに、この方式には、可処分所得基準の変化の予測および財政の不均衡に関する自動修正メカニズムが含まれている。中期実質GDP成長率は、8年を基準に、6年の回顧期間を設けて計算される。許容される歳出水準の計算に歴史的な回顧的要素を組み込むことで、SERの方式は、当年度の経済実績のみに基づく計算によって生じる景気循環増幅的な財政政策に伴うリスクを軽減する一助となる。この方式における修正は、財政の不均衡が存在する場合に適用される。不均衡とは、一般政府財政赤字がGDP比3%を超えること、国の公債水準（財政法第38条aに基づき算出されたもの）がGDP比43%もしくは48%を超えること、またはMT0と名目上の一般政府財政収支との累積偏差がGDP比6%に満たないかもしくはGDP比6%を超えることと定義される。

SERが不適用となるのは、戒厳令の発動、非常事態、国内全域に及ぶ自然災害またはパンデミックの発生（2020年3月以降。以下を参照のこと。）等の限られた場合のみである。

SERにより規定される歳出の水準は、一般政府部門の約90%の歳出を対象とするものであり、これにはEUの定義により一般政府部門に含まれるBGKおよびBGFの資金が含まれるが、以下の項目は除外される。第一に、歳出の水準の計算においては、EU資金の予算支出ならびにEUおよびEFTA加盟国からの返還不要の資金援助により賄われる歳出は除外される。また、規則上多額の赤字を生み出すことのないユニットの費用も計算から除外される。

その結果、歳出の水準については、2つのグループの一般政府部門機関がその対象となる。第1のグループには、国家予算、社会保険基金、労働基金、年金および退職基金、つなぎ手当基金ならびにBGKに設立、委託または移転された基金が含まれる。第2のグループは、健康保険基金、BGF、地方政府ユニットおよびその関連団体ならびに国家財政法第139条第2号に言及される組織からなる。歳出の制限を遵守するために、グループ2に含まれる組織の歳出予想額は歳出総額から控除される。

上述したSERの遵守は、国家の独立した監査機関であり、独立財政機関としての役割を果たす最高監査院により監視されている。

2020年3月、COVID-19により、SERの改正が施行された。欧州委員会およびEU経済財務相理事会の勧告に従い、COVID-19による景気後退に対処するための一般免責条項が実施された。この改正により、主に2つの変更が生じている。第一に、免責条項が適用可能となる状況に、疫病の発生が追加された。加えて、マクロ経済情勢の大幅な悪化（具体的には、予算法上の実質GDP成長予測が過去6年間の平均を少なくとも2%ポイント下回る必要がある。）が条件とされている。第二に、従来規則への自動回帰のためのメカニズムが導入された。回帰は、2年から4年の期間内に生じる必要がある。回帰のペースはマクロ経済の状況次第であり、免責条項発動後の各年における追加的歳出の水準は、緊急事態（この場合は疫病）による負の影響に対処することを直接の目的とした裁量的措置による財務上の影響の総計に左右される。しかしながら、2021年予算案のマクロ経済予測によれば、従来規則への回帰期間は2年となる見込みである。また、2021年には、地方政府ユニットの資本的支出、予算上の資本的支出、およびBGKに設立、委託または移転された基金の支出は、歳出限度額から除外される。

以下の表は、当該年度の名目上の歳入および対GDP比率を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(1)
名目上の歳入	(以下において、百万ズウォティ単位)				
税収	273,138.4	315,257.4	349,353.8	367,290.7	370,298.3
VATおよびその他間接税	193,740.3	226,702.7	248,957.5	255,624.2	258,677.1
法人税	26,381.4	29,758.5	34,640.9	39,984.7	41,329.6
所得税	48,232.4	52,668.8	59,558.7	65,444.9	63,797.4
税外収入	40,131.3	33,671.7	28,887.9	31,379.0	47,365.7
配当金	2,814.7	2,427.4	2,792.2	3,510.7	-
中央銀行からの移転	7,862.0	8,740.9	0.0	0.0	-
関税	3,177.8	3,555.7	4,034.6	4,409.0	4,557.7
支払金、手数料、利息およびその他	24,044.9	16,825.2	19,801.6	20,861.6	-
地方自治体からの支払い	2,231.9	2,122.4	2,259.5	2,597.7	-
EUからの収益およびその他返済不要資金	1,413.9	1,485.6	1,806.4	1,865.5	2,172.8
歳入合計	314,683.6	350,414.7	380,048.1	400,535.3	419,836.8

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(1)
	(以下において、歳入の対GDP比率(%))				
税収	14.7	15.8	16.5	16.0	15.9
VATおよびその他間接税	10.4	11.4	11.7	11.1	11.1
法人税	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8
所得税	2.6	2.6	2.8	2.9	2.7
税外収入	2.2	1.7	1.4	1.4	2.0
配当金	0.2	0.1	0.1	0.2	-
中央銀行からの移転	0.4	0.4	0.0	0.0	-
関税	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
支払金、手数料、利息およびその他	1.3	0.8	0.9	0.9	-
地方自治体からの支払い	0.1	0.1	0.1	0.1	-
EUからの収益およびその他返済不要資金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
歳入合計	16.9	17.6	17.9	17.5	18.1

出典：財務省、ポーランド統計局

注記：

(1) 2020年執行見込額

以下の表は、当該年度の国家予算の名目上の歳出に関する一定の情報および対GDP比率を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	(以下において、百万ズウォティ単位)				
補助金(1)	6,774	7,374	7,459	6,607	11,401
社会保険	84,607	78,337	76,770	88,093	91,923
予算範囲の経常支出	142,622	161,493	168,796	183,716	236,999
債務返済および保証(2)	32,056	29,641	29,486	27,336	29,400
資本的支出	17,701	24,551	26,494	18,610	33,668
地方当局への補助金	52,739	54,000	56,139	61,477	66,697
EU独自財源	19,168	15,742	18,661	21,720	25,992
EU事業における協調融資	5,176	4,630	6,650	6,714	11,939
国家予算歳出合計	360,843	375,768	390,454	414,273	508,019

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	(以下において、歳出の対GDP比率(%))				
補助金(1)	0.4	0.4	0.4	0.3	0.5
社会保険	4.5	3.9	3.6	3.9	4.1
予算範囲の経常支出	7.7	8.1	8.0	8.0	10.7
債務返済および保証(2)	1.7	1.5	1.4	1.2	1.3
資本的支出	0.9	1.2	1.2	0.8	1.5
地方当局への補助金	2.8	2.7	2.6	2.7	3.0
EU独自財源	1.0	0.8	0.9	0.9	1.2
EU事業における協調融資	0.3	0.2	0.3	0.3	0.5
国家予算歳出合計	19.4	18.9	18.4	18.1	22.8

出典：財務省

注記：

2010年以降、EU財源予算からのファイナンス（技術支援および国家協調融資に関する部分を除く。）は国家予算から除外されている。

(1) 企業への補助金

(2) 債務返済は対外債務および対内債務を含む。

国家財政赤字へのファイナンス

2020年改正予算法において、ポーランドの財政赤字は1,093億ズウォティ、借入れ必要額（純額）は1,033億ズウォティ、総借入れ必要額は2,347億ズウォティと見積られていた。実績は、かかる見積りを大きく下回り、財政赤字は850億ズウォティ、借入れ必要額（純額）は503億ズウォティ、総借入れ必要額は1,825億ズウォティとなった。2020年の国庫証券の（国内外の市場における）総販売および国際融資による国家予算歳入の総額は、2,229億ズウォティであった。これらの歳入は、主に国内市場における国庫証券の発行（90%）および国外市場における長期国債の発行（7%）により賄われた。EUの緊急時の失業リスク緩和のための一時的支援策（SURE）、欧州投資銀行、世界銀行およびCEBからも追加的な資金調達（3%）が行われた。

2020年に行われた国内市場における資金調達は、主に入札方式による長期国債の販売によるものであった。国庫証券の販売全体のうち、中期的な長期国債（5年物）が38%、長期的な長期国債が27%、短期的な長期国債（2年物まで）の発行が12%、短期国債の発行が9%を占めた。長期国債の個人投資家向け販売は14%を占めた。2020年の国内市場における正味の資金調達は、国内の銀行および国内の非銀行部門から得たもので、外国人投資家による保有は減少した。国外市場における資金調達は、ユーロ建ての長期国債の発行により行われた。2020年12月31日現在、ユーロ建て、米ドル建て、日本円建ておよびスイス・フラン建ての債務はそれぞれ国庫債務総額の19.6%、3.6%、0.8%および0.2%を占めた。また2020年12月31日現在、国庫債務の償還までの平均年限は4.63年で、外貨建て債務の割合は24.2%であった。

2021年予算法では、財政赤字は823億ズウォティと想定されており、借入れ必要額（純額）および総借入れ必要額はそれぞれ1,135億ズウォティおよび2,836億ズウォティと見込まれている。これまでと同様に、資金調達の手続は、国庫の主要な戦略目的に従っており、市場、通貨および金融商品の種類の選択に関して柔軟性を与えている。資金調達は、国内長期国債市場を通じて行われるものが最大の割合を占める見込みであり、資金調達の構造は市況に左右される。2021年2月15日現在、2021年の総借入れ必要額の51%の調達が既に完了しており、これは主に2020年中のスイッチ・オークションおよび年末現在のキャッシュ・ポジションの上昇により事前調達されたものである。

歳入

国家の主な財源は税収である。ポーランドの税制を構成している主要な税金は、VAT、CIT、PITおよび物品税である。また、地方当局またはこれを代理して行為する税務署が直接徴収する地方税もある。地方税には、農業税、森林税、不動産税および自動車税が含まれる。

付加価値税（VAT）

ポーランドにおける財とサービスの供給およびその他の活動に対して課せられるVATは、付加価値税の共通制度に関する欧州理事会指令2006/112/ECの規制に準拠する。2011年1月1日以降適用されるVAT税率は、以下のとおりである。

- ・ 23.0%（標準税率）
- ・ 軽減税率
 - 8%（特定の食料品、薬品、新聞（地方および地域の定期刊行物を除く。）、電子新聞、肥料、旅客輸送、レストランサービス業、社会住宅計画の対象となる新築住居構造および住宅建築業等に適用される。）
 - 5%（特定の未加工の農産物、一部のパン、その他のベーカリー製品、食肉、一部の青果物、乳製品、書籍、電子書籍、オーディオブックならびに地方および地域の定期刊行物（印刷物およびその他の物理的媒体によるもの）等に適用される。）
 - 0%（輸出ならびにEU内での輸入財および一定のサービス（海外輸送等）に適用される。）

さらに、教育サービス、医療および社会福祉サービス、金融サービス等の特定のサービスは、VATを（投入税を控除する権利なしに）免除されている（一部を除く。）。

法人税

CITは、特定の事業体（主に法人）の所得に対して19%の定率で課せられている。二重課税防止条約に特段規定されていない限り、配当金には19%の源泉徴収税が課せられるが、配当金が、在ポーランド法人がEU/欧州経済地域（EEA）加盟国またはスイスにおいて法人税を課せられる事業体に支払うものであり、かつ特定の要件が満たされれば、源泉徴収税は免除される。

二重課税防止条約において特段規定されていない限り、外国企業に対して支払われた利息およびロイヤルティーには20%の源泉徴収税が課せられる。ただし、ポーランド居住法人がEU/EEA加盟国において法人税を課せられる一定の適格な関連事業体に支払った利息およびロイヤルティーは、特定の条件および書類提出要件が満たされた場合、非課税となる場合がある。

2019年1月1日以降、ポーランド長期国債の利息によるポーランド非居住者の所得は、以下の条件に基づき非課税とされる。

- ・ 債券の買戻しまでの期間が1年未満であること
- ・ 債券がポーランドの領域内またはポーランドが二重課税の回避に関する協定に署名した国の領域内の規制された市場において発行されていること

ただし、上記は、移転価格の観点における関連者には適用されない。

2021年1月1日以降、キャピタル・ゲイン以外による所得に対し、また当該課税年度の所得が2百万ユーロを超えない納税者であって低額納税者（前課税年度の売上高が2百万ユーロ相当額を超えない納税者）の地位を有する者を対象に、9%の軽減税率が適用されている。なお、低額納税者としての地位に関する要件は、経済活動を開始したばかりの納税者（活動を開始した初課税年度）には適用されない。

2018年1月1日以降、CIT法は、キャピタル・ゲインによる所得を新たな収入源として区別している。CIT法上、キャピタル・ゲインとは、株式償還等による所得、配当金、企業内の留保利益、法人の清算により得た資産ならびに投資ファンドおよび株式売却による所得を意味する。その他の種類の収入は、キャピタル・ゲインの分類に含まれないその他あらゆる納税者の所得からなる。これら2つの収入源は、個別に処理される必要がある。すなわち、それぞれの収入、費用および損失は混合されてはならない。税務上の欠損金は、その後の連続する5課税年度にわたって控除することができるものの、そのうちいずれの課税年度における控除額も、欠損金額の50%を超えてはならない。また、納税者は、欠損金額に等しい額の所得（5百万ズウォティを上限とする。）を、その後の連続する5課税年度のうちの1年度における収入源から控除することができる。

固定資産（ポーランド国内に所在する建物）による収入に対する税額は、1ヶ月当たり、納税者の課税基盤の0.035%として計算される。この規定に関して、課税基盤とは、当該課税期間中の毎月1日現在の固定資産の取得原価に等しい収入の総額から、10百万ズウォティを控除した額をいう。かかる税額は、一般所得税前納額から控除される。

所得税（PIT）

2019年10月1日以降、PITは、85,528ズウォティまでの所得には17%、それ以上の所得には32%を上限とする累進税率により課税される。自営業を営む納税者は、19%を定率とする異なる課税方式を選択することも可能となる。限られた場合ではあるが、かかる納税者は、一括で所得税を納める方法を選択できる場合もある。

有価証券およびその他の金融商品の販売による所得には、19.0%の所得税が課せられ、当該所得税は、関連する課税年度の翌年度の4月30日までに送付される個別の所得税申告書によって確定される。

物品税

ポーランドの物品税に関する法律は、EUの物品税に関する一般的な取決めに準拠するとともに、エネルギー製品、アルコール飲料およびタバコ製品への課税に関する特定の規制を含むものである。

これにより、エネルギー製品（ガソリン、軽油、灯油、LPG、天然ガス、燃料油、石炭およびコークス等）、電力、アルコール飲料（エチルアルコール、中間製品、ビール、ワインおよびビール・ワインを除く発酵飲料等）およびタバコ製品（シガレット、シガー、シガリロおよび喫煙用タバコ等）に物品税が課せられる。

物品税は、乗用車および原料葉タバコ、ならびに電子タバコのリキッドおよび新規タバコ製品をはじめとするその他特定の物品にも課せられている。

後者の2種類の製品に対する課税は、2018年2月1日に開始された。ただし、2020年6月30日まで、電子タバコのリキッドおよび新規タバコ製品は物品税の課税対象外であった。また、COVID-19の状況を受けて、2020年7月1日から9月30日までの期間については免税が導入された。

また、物品税システムは、特定の事業体グループまたは特定の物品（外交関係の目的で使用される物品等）について適用除外を設けている。最近では、低排出ガス車を対象とする税制上の優遇措置が多数導入されている。

国家支出

国家支出の主要要素については、「第3.1.(2) 経済 - d 社会保障制度」の項を参照のこと。

主要な政府機関の概要

以下は、特定の国営企業情報を表している。

	(単位：千ズウォティ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
国立商業銀行					
純金利収入	651,577	776,106	889,076	953,412	951,150
手数料およびコミッション による収入（純額）	120,053	156,596	190,099	218,597	248,031
営業利益	319,236	618,460	558,626	727,819	471,952
純利益	257,041	584,439	514,080	390,207	366,570

出典：国立商業銀行の連結財務諸表

(6) 【公債】

概要

対外債務および対内債務に関する報告上、ポーランドは、国家（すなわち国庫債務）、地方政府および国家財政部門に属する事業体が直接負っている債務のみを公債として分類する。これには国有民営金融機関、その他の国営企業またはNBPの債務を含まない。

以下の表は、当該年度末現在の公共部門の債務総額を示している。

(単位：百万ズウォティ)

	12月31日現在				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
国家財政債務	965,199	961,841	984,313	990,948	1,111,273
中央政府債務	895,559	892,272	907,316	907,650	1,020,652
うち国庫債務	893,893	890,687	905,594	905,615	1,018,559
地方政府債務	69,561	69,504	76,928	83,241	90,565
社会保障債務	79	65	69	57	56

出典：財務省

国庫債務

財務省は、発行地および対象投資家の居住地という2つの基準に従って、対内債務と対外債務の分類を行う。これら基準のうち前者については、国内市場において発行されたすべての商品は、保有者の立場（国内または外国）に拘らず、対内債務と分類され、また後者については、すべての商品は、いかなる市場において発行されたかに拘らず、保有者の居住地に従い対外債務または対内債務に分類される。「対外債務総額」の項において、ポーランドの対外債務は、債権者の居住地を基準として分類されている。本項では、債務は発行地を基準として対内、対外に分類されており、対内債務および対外債務はそれぞれ国内の債務および海外の債務を指す。

名目上、ポーランドの国庫債務総額は、2020年12月末現在、10,975億ズウォティであった。

以下の表は、当該期間における各種国庫債務の総額および対名目GDP比率を示している。

(単位：％を除き、百万ズウォティ)

	12月31日現在				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
国庫対内債務	609,203	644,533	674,422	716,454	831,455
対名目GDP比率	32.7%	32.4%	31.8%	31.2%	35.8%
国庫対外債務	319,463	283,940	279,847	256,885	266,025
対名目GDP比率	17.1%	14.3%	13.2%	11.2%	11.4%
国庫債務合計	928,666	928,473	954,269	973,338	1,097,480
対名目GDP比率	49.9%	46.7%	45.1%	42.4%	47.2%
GDP	1,863,487	1,989,835	2,121,555	2,293,199	2,323,859

出典：財務省

債務管理

ポーランドの法律に基づき、財務大臣は、公債の水準を管理する。かかる管理は、直接管理（国庫の場合）および間接管理（国家財政部門に属し、契約上の債務において独立しているその他の事業体の場合）の2つにより構成されている。

ポーランドの規制は、第一に公債の対GDP比率の上限を設けることにより公債の増加を抑制することを目的としている。ポーランド憲法は、公債がGDPの60.0%を超える結果となる債務を負うことを禁止しており、国家財政法では、GDPの55.0%および60.0%を基準として定め、当該基準を超えた場合、憲法上の上限を超えることを防ぐための要件が課せられる（<https://www.gov.pl/web/finance/debt-management-strategies>を参照のこと）。

EUへの加盟以来、ポーランドは安定成長協定（The Stability and Growth Pact）に定められた基準値を遵守することを求められてきた。これには、財政赤字の限度（GDPの3.0%を上限とする。）および公債の限度（GDPの60.0%を上限とする。）に関する基準が含まれる。

COVID-19のパンデミックによるEU全体にわたる深刻な景気後退を受けて、欧州委員会は、安定成長協定に定められた一般免責条項を発動した。当該条項により、加盟国は、中期財政目標に関するEU経済財務相理事会の勧告を一時的に逸脱することを認められる。このEUの柔軟なアプローチは、EUの財政規則を停止させたり、過剰財政赤字手続を排除したりするのではなく、危機への協調的な対応を円滑化することを意図したものである。

国家財政部門の2021年 - 2024年公債管理戦略（2020年9月に閣僚会議により承認済み）に定められた公債管理戦略の目的は、借換えリスク、為替リスク、金利リスク、国家予算の流動性リスクおよびその他のリスク（特に信用およびオペレーショナルリスク）の適正な水準を維持したうえでの長期的な債務返済コストの最小化、および債務返済コストの期間を分散した配賦にある。

公債管理戦略の目的は、2つの主要な戦略を通じて推進されている。

- ・ 適切な市場、公債管理手段、資金調達要件の構成および発行日の選択を通じて、公債の大きな部分を占める債券類の最も長い満期までの期間内におけるコストを最小化させる債券類の選択を行うこと。
- ・ 国庫証券市場の効率性を確保し、国庫証券の利回りの低下に寄与すること。この戦略は、市場の組織およびインフラにおける潜在的な不利な要因を排除または制限することに焦点を合わせている。

借換えリスク

借換えリスクの管理のため、国内市場における国家予算の借入れ必要額の調達において、中長期債務は、市場に応じて主要な役割を担い続けている。公債管理戦略は、COVID-19のパンデミックの影響に関連する市場および予算の状況により一時的な逸脱の可能性があるものの、対内国庫債務の償還までの平均年限を約4.5年、国庫債務全体の償還までの平均年限を約5年に維持することを目指している。

為替リスク

為替リスクの管理のため、公債管理戦略は、国庫債務に占める外貨建債務の割合を25%未満とし、国庫債務に占める外貨建債務の割合により判断される為替リスクを25%未満に削減するとともに同戦略の期間中にさらに段階的に削減し、かつユーロの（スワップ後の）実質的な割合を最低70%で維持するように設計されている（「本戦略」）。また、理想的な債務の通貨構造を形成するために、金融派生商品を利用することも可能である。

金利リスク

金利リスクの管理のため、公債管理戦略は、対内債務のATRを2.8年から3.8年までの間に維持し、また、変動利付債、インフレ連動債および金融派生商品の利用により、金利の管理と借換えリスクの管理を分離するように設計された。この戦略では、固定利付証券が外貨建国庫債務の支配的な割合を占める状態を維持することが想定されている。

国家予算の流動性リスク

国家予算の流動性リスクの管理のため、公債管理戦略は、国家予算の流動資金を効率的に管理する一方で、安全な水準に維持するよう設計された。流動資金の水準は、年間を通じた国庫証券の均等な供給に努めるとともに季節的な要因も考慮したうえで、現在の、および今後予想される予算および市場の状況により決定される。流動資産の通貨構成の管理において、外貨資金および金融派生商品取引を利用することも可能である。

信用およびオペレーショナルリスク

信用およびオペレーショナルリスクの管理のため、公債管理戦略には、信用力の高い事業体との金融派生商品取引を成立すること、金融派生商品に関する取引を行う際に信用リスクを制限し、分散させる商品（担保契約を含む。）を利用すること、および無担保取引により生じる信用リスクを分散することが含まれる。

本戦略の期間中に、信用リスクを負うことなくより有利な条件で取引を行うことを可能にする、現在の市場のベストプラクティスに従った追加的な担保契約を成立させることが可能である。必要に応じて財務省庁舎外から公債管理プロセスを実行することを可能にする技術インフラも確保されている。

債務返済コストの期間を分散した配賦

公債管理戦略では、債券のクーポンを、その販売期間にわたる予想利回りをわずかに下回る水準に設定し、債務返済コストを各年に均等に配賦することが必要とされており、これらは、金融派生商品の利用を通じても行われる。

国庫対内債務

ポーランドの国庫対内債務は、2020年12月末現在、10,975億ズウォティである。

対内公債は3種類に分けられる。

- ・ 国内の発行市場において市場価格で入札を通じて国庫証券ディーラー向けに発行された固定・変動利付債およびCPIリンク債を含む、満期まで30年以下の市場性のある国庫証券。
- ・ 顧客サービス店舗を通じて額面価額で個人向けに販売され、自由に取引することができない、現在満期まで12年以下の固定・変動利付貯蓄債券。
- ・ その他の債務（主に国家財政部門に属する事業体の供託金、裁判所の供託金および特定用途の基金に係る債務）。

2020年12月末現在、市場性のある国庫証券は国庫対内債務の約90%を占めた。

国庫対内債務
発行時に満期償還まで１年超であった市場性国債
2020年12月31日現在

債券番号(略称)	発行日	満期日	ISINコード	残高(百万ズウォティ)	利率(%)
WZ0121	2010年 3 月19日	2021年 1 月25日	PL0000106068	9,429.758	変動
PP0722	2017年 7 月21日	2022年 7 月21日	PL0000110086	2,000.000	変動
WZ1122	2016年 8 月 1 日	2022年11月25日	PL0000109377	29,923.431	変動
WZ0124	2013年 2 月15日	2024年 1 月25日	PL0000107454	24,517.439	変動
WZ0524	2018年 2 月26日	2024年 5 月25日	PL0000110615	26,119.182	変動
WZ0525	2019年 5 月27日	2025年 5 月25日	PL0000111738	30,420.616	変動
WZ0126	2015年 8 月10日	2026年 1 月25日	PL0000108817	22,483.160	変動
WZ1126	2020年10月12日	2026年11月25日	PL0000113130	2,789.965	変動
WZ0528	2017年11月13日	2028年 5 月25日	PL0000110383	28,262.564	変動
WZ1129	2019年 7 月15日	2029年11月25日	PL0000111928	14,360.706	変動
WZ1131	2020年11月30日	2031年11月25日	PL0000113213	1,214.305	変動
合計				191,521.126	
OK0521	2018年11月19日	2021年 5 月25日	PL0000111274	11,131.506	0.00
OK0722	2019年10月29日	2022年 7 月25日	PL0000112165	31,439.089	0.00
OK0423	2020年 7 月27日	2023年 4 月25日	PL0000112900	4,070.475	0.00
合計				46,641.070	
PS0421	2015年10月12日	2021年 4 月25日	PL0000108916	14,331.734	2.00
PS0721	2016年 3 月29日	2021年 7 月25日	PL0000109153	24,585.824	1.75
PS0422	2016年10月25日	2022年 4 月25日	PL0000109492	39,564.872	2.25
PS0123	2017年 8 月 7 日	2023年 1 月25日	PL0000110151	32,685.378	2.50
PS0424	2018年10月 8 日	2024年 4 月25日	PL0000111191	32,053.130	2.50
PS1024	2019年 5 月13日	2024年10月25日	PL0000111720	33,759.090	2.25
PS0425	2020年 5 月11日	2025年 4 月25日	PL0000112728	20,397.957	0.75
合計				197,377.985	
DS1021	2011年 7 月25日	2021年 7 月25日	PL0000106670	14,246.693	5.75
DS1023	2012年10月25日	2023年 7 月25日	PL0000107264	26,786.861	4.00
DS0725	2014年 6 月 9 日	2025年 7 月25日	PL0000108197	38,428.531	3.25
DS0726	2015年 9 月14日	2026年 7 月25日	PL0000108866	46,304.794	2.50
DS0727	2016年10月10日	2027年 7 月25日	PL0000109427	31,971.360	2.50
DS1029	2019年 2 月11日	2029年10月25日	PL0000111498	47,343.374	2.75
DS1030	2020年 5 月11日	2030年10月25日	PL0000112736	11,582.844	1.25
合計				216,664.457	
WS0922	2002年 4 月22日	2022年 9 月23日	PL0000102646	22,529.065	5.75
WS0428	2013年 5 月20日	2028年 4 月25日	PL0000107611	35,207.558	2.75
WS0429	2008年 9 月12日	2029年 4 月25日	PL0000105391	8,680.338	5.75
WS0437	2007年 6 月15日	2037年 4 月25日	PL0000104857	1,246.504	5.00
WS0447	2017年 2 月20日	2047年 4 月25日	PL0000109765	3,758.905	4.00
合計				71,422.370	
IZ0823(1)	2008年 8 月25日	2023年 8 月25日	PL0000105359	3,889.092	2.75

出典：財務省

注記：

(1) IZシリーズの発行金額および残高は、当初の額面価額を表示している。

国庫対内債務
発行時に満期償還まで1年超であった個人投資家向け国債
2020年12月31日現在

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
OTS0121	2020年10月1日	購入日から3ヶ月後	1,310.55	0.50%
OTS0221	2020年11月1日	購入日から3ヶ月後	1,032.59	0.50%
OTS0321	2020年12月1日	購入日から3ヶ月後	1,349.82	0.50%
合計			3,692.96	
DOS0121	2019年1月1日	購入日から2年後	288.76	2.10%
DOS0221	2019年2月1日	購入日から2年後	241.91	2.10%
DOS0321	2019年3月1日	購入日から2年後	289.16	2.10%
DOS0421	2019年4月1日	購入日から2年後	317.67	2.10%
DOS0521	2019年5月1日	購入日から2年後	310.48	2.10%
DOS0621	2019年6月1日	購入日から2年後	252.25	2.10%
DOS0721	2019年7月1日	購入日から2年後	326.94	2.10%
DOS0821	2019年8月1日	購入日から2年後	296.07	2.10%
DOS0921	2019年9月1日	購入日から2年後	267.58	2.10%
DOS1021	2019年10月1日	購入日から2年後	373.66	2.10%
DOS1121	2019年11月1日	購入日から2年後	291.73	2.10%
DOS1221	2019年12月1日	購入日から2年後	313.06	2.10%
DOS0122	2020年1月1日	購入日から2年後	335.88	2.10%
DOS0222	2020年2月1日	購入日から2年後	368.8	2.10%
DOS0322	2020年3月1日	購入日から2年後	352.55	2.10%
DOS0422	2020年4月1日	購入日から2年後	791.62	2.10%
DOS0522	2020年5月1日	購入日から2年後	156.15	1.00%
DOS0622	2020年6月1日	購入日から2年後	194.54	1.00%
DOS0722	2020年7月1日	購入日から2年後	340.51	1.00%
DOS0822	2020年8月1日	購入日から2年後	267.24	1.00%
DOS0922	2020年9月1日	購入日から2年後	277.28	1.00%
DOS1022	2020年10月1日	購入日から2年後	367.78	1.00%
DOS1122	2020年11月1日	購入日から2年後	234.97	1.00%
DOS1222	2020年12月1日	購入日から2年後	237.01	1.00%
合計			7,493.60	
TOZ0121	2018年1月1日	購入日から3年後	13.59	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0221	2018年2月1日	購入日から3年後	18.33	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0321	2018年3月1日	購入日から3年後	9.94	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0421	2018年4月1日	購入日から3年後	6.4	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0521	2018年5月1日	購入日から3年後	11.31	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
T0Z0621	2018年6月1日	購入日から3年後	12.57	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0721	2018年7月1日	購入日から3年後	11.38	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0821	2018年8月1日	購入日から3年後	14.22	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0921	2018年9月1日	購入日から3年後	12.76	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z1021	2018年10月1日	購入日から3年後	11.23	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z1121	2018年11月1日	購入日から3年後	16.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z1221	2018年12月1日	購入日から3年後	10.75	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0122	2019年1月1日	購入日から3年後	10.27	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0222	2019年2月1日	購入日から3年後	12.55	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0322	2019年3月1日	購入日から3年後	11.64	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0422	2019年4月1日	購入日から3年後	10.8	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0522	2019年5月1日	購入日から3年後	18.56	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0622	2019年6月1日	購入日から3年後	11.1	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0722	2019年7月1日	購入日から3年後	12.49	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0822	2019年8月1日	購入日から3年後	17.2	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0922	2019年9月1日	購入日から3年後	10.8	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z1022	2019年10月1日	購入日から3年後	15.59	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z1122	2019年11月1日	購入日から3年後	16.82	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z1222	2019年12月1日	購入日から3年後	15.49	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0123	2020年1月1日	購入日から3年後	16.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0232	2020年2月1日	購入日から3年後	22.97	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0323	2020年3月1日	購入日から3年後	13.05	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0423	2020年4月1日	購入日から3年後	20.62	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0523	2020年5月1日	購入日から3年後	12.11	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0623	2020年6月1日	購入日から3年後	7.9	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0723	2020年7月1日	購入日から3年後	10.52	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0823	2020年8月1日	購入日から3年後	12.78	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
T0Z0923	2020年9月1日	購入日から3年後	10.99	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
TOZ1023	2020年10月 1 日	購入日から 3 年後	12.5	変動(6 ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1123	2020年11月 1 日	購入日から 3 年後	11	変動(6 ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1232	2020年12月 1 日	購入日から 3 年後	8.34	変動(6 ヶ月 WIBOR×1.00)
合計			470.73	
COI0121	2017年 1 月 1 日	購入日から 4 年後	123.81	変動
COI0221	2017年 2 月 1 日	購入日から 4 年後	151.73	変動
COI0321	2017年 3 月 1 日	購入日から 4 年後	198.44	変動
COI0421	2017年 4 月 1 日	購入日から 4 年後	219.12	変動
COI0521	2017年 5 月 1 日	購入日から 4 年後	219.87	変動
COI0621	2017年 6 月 1 日	購入日から 4 年後	163.77	変動
COI0721	2017年 7 月 1 日	購入日から 4 年後	152.76	変動
COI0821	2017年 8 月 1 日	購入日から 4 年後	202.45	変動
COI0921	2017年 9 月 1 日	購入日から 4 年後	158.20	変動
COI1021	2017年10月 1 日	購入日から 4 年後	240.41	変動
COI1121	2017年11月 1 日	購入日から 4 年後	225.07	変動
COI1221	2017年12月 1 日	購入日から 4 年後	178.47	変動
COI0122	2018年 1 月 1 日	購入日から 4 年後	245.55	変動
COI0222	2018年 2 月 1 日	購入日から 4 年後	265.05	変動
COI0322	2018年 3 月 1 日	購入日から 4 年後	222.51	変動
COI0422	2018年 4 月 1 日	購入日から 4 年後	220.85	変動
COI0522	2018年 5 月 1 日	購入日から 4 年後	177.48	変動
COI0622	2018年 6 月 1 日	購入日から 4 年後	178.66	変動
COI0722	2018年 7 月 1 日	購入日から 4 年後	246.48	変動
COI0822	2018年 8 月 1 日	購入日から 4 年後	231.49	変動
COI0922	2018年 9 月 1 日	購入日から 4 年後	244.71	変動
COI1022	2018年10月 1 日	購入日から 4 年後	424.38	変動
COI1122	2018年11月 1 日	購入日から 4 年後	380.38	変動
COI1222	2018年12月 1 日	購入日から 4 年後	330.15	変動
COI0123	2019年 1 月 1 日	購入日から 4 年後	306.39	変動
COI0232	2019年 2 月 1 日	購入日から 4 年後	275.72	変動
COI0323	2019年 3 月 1 日	購入日から 4 年後	205.29	変動
COI0423	2019年 4 月 1 日	購入日から 4 年後	331.70	変動
COI0523	2019年 5 月 1 日	購入日から 4 年後	352.08	変動
COI0623	2019年 6 月 1 日	購入日から 4 年後	300.19	変動
COI0723	2019年 7 月 1 日	購入日から 4 年後	550.48	変動
COI0823	2019年 8 月 1 日	購入日から 4 年後	752.62	変動
COI0923	2019年 9 月 1 日	購入日から 4 年後	689.11	変動
COI1023	2019年10月 1 日	購入日から 4 年後	829.25	変動
COI1123	2019年11月 1 日	購入日から 4 年後	704.79	変動
COI1232	2019年12月 1 日	購入日から 4 年後	670.28	変動
COI0124	2020年 1 月 1 日	購入日から 4 年後	1,117.76	変動
COI0224	2020年 2 月 1 日	購入日から 4 年後	1,041.03	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
COI0324	2020年3月1日	購入日から4年後	1,143.58	変動
COI0424	2020年4月1日	購入日から4年後	2,820.15	変動
COI0524	2020年5月1日	購入日から4年後	293.44	変動
COI0624	2020年6月1日	購入日から4年後	401.32	変動
COI0724	2020年7月1日	購入日から4年後	703.51	変動
COI0824	2020年8月1日	購入日から4年後	671.67	変動
COI0924	2020年9月1日	購入日から4年後	750.06	変動
COI1024	2020年10月1日	購入日から4年後	848.94	変動
COI1124	2020年11月1日	購入日から4年後	544.14	変動
COI1224	2020年12月1日	購入日から4年後	689.40	変動
合計			22,394.69	
R0S1022	2016年10月1日	購入日から6年後	0.41	変動
R0S1122	2016年11月1日	購入日から6年後	0.63	変動
R0S1222	2016年12月1日	購入日から6年後	0.36	変動
R0S0123	2017年1月1日	購入日から6年後	0.47	変動
R0S0223	2017年2月1日	購入日から6年後	0.41	変動
R0S0323	2017年3月1日	購入日から6年後	0.89	変動
R0S0423	2017年4月1日	購入日から6年後	0.56	変動
R0S0523	2017年5月1日	購入日から6年後	0.63	変動
R0S0623	2017年6月1日	購入日から6年後	0.49	変動
R0S0723	2017年7月1日	購入日から6年後	0.43	変動
R0S0823	2017年8月1日	購入日から6年後	0.72	変動
R0S0923	2017年9月1日	購入日から6年後	0.66	変動
R0S1023	2017年10月1日	購入日から6年後	0.67	変動
R0S1123	2017年11月1日	購入日から6年後	0.90	変動
R0S1223	2017年12月1日	購入日から6年後	1.07	変動
R0S0124	2018年1月1日	購入日から6年後	1.22	変動
R0S0224	2018年2月1日	購入日から6年後	0.89	変動
R0S0324	2018年3月1日	購入日から6年後	1.26	変動
R0S0424	2018年4月1日	購入日から6年後	0.76	変動
R0S0524	2018年5月1日	購入日から6年後	0.96	変動
R0S0624	2018年6月1日	購入日から6年後	1.12	変動
R0S0724	2018年7月1日	購入日から6年後	1.08	変動
R0S0824	2018年8月1日	購入日から6年後	0.94	変動
R0S0924	2018年9月1日	購入日から6年後	1.40	変動
R0S1024	2018年10月1日	購入日から6年後	1.11	変動
R0S1124	2018年11月1日	購入日から6年後	1.42	変動
R0S1224	2018年12月1日	購入日から6年後	1.02	変動
R0S0125	2019年1月1日	購入日から6年後	1.41	変動
R0S0225	2019年2月1日	購入日から6年後	1.14	変動
R0S0325	2019年3月1日	購入日から6年後	1.52	変動
R0S0425	2019年4月1日	購入日から6年後	1.37	変動
R0S0525	2019年5月1日	購入日から6年後	1.51	変動
R0S0625	2019年6月1日	購入日から6年後	1.30	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
R0S0725	2019年7月1日	購入日から6年後	2.36	変動
R0S0825	2019年8月1日	購入日から6年後	5.12	変動
R0S0925	2019年9月1日	購入日から6年後	4.17	変動
R0S1025	2019年10月1日	購入日から6年後	5.27	変動
R0S1125	2019年11月1日	購入日から6年後	5.75	変動
R0S1225	2019年12月1日	購入日から6年後	6.58	変動
R0S0126	2020年1月1日	購入日から6年後	9.11	変動
R0S0226	2020年2月1日	購入日から6年後	9.31	変動
R0S0326	2020年3月1日	購入日から6年後	9.10	変動
R0S0426	2020年4月1日	購入日から6年後	24.74	変動
R0S0526	2020年5月1日	購入日から6年後	4.14	変動
R0S0626	2020年6月1日	購入日から6年後	4.36	変動
R0S0726	2020年7月1日	購入日から6年後	5.18	変動
R0S0826	2020年8月1日	購入日から6年後	5.37	変動
R0S0926	2020年9月1日	購入日から6年後	6.18	変動
R0S1026	2020年10月1日	購入日から6年後	6.15	変動
R0S1126	2020年11月1日	購入日から6年後	6.60	変動
R0S1226	2020年12月1日	購入日から6年後	7.76	変動
合計			157.98	
ED00121	2011年1月1日	購入日から10年後	24.04	変動
ED00221	2011年2月1日	購入日から10年後	53.23	変動
ED00321	2011年3月1日	購入日から10年後	47.15	変動
ED00421	2011年4月1日	購入日から10年後	27.21	変動
ED00521	2011年5月1日	購入日から10年後	27.94	変動
ED00621	2011年6月1日	購入日から10年後	19.04	変動
ED00721	2011年7月1日	購入日から10年後	27.36	変動
ED00821	2011年8月1日	購入日から10年後	31.73	変動
ED00921	2011年9月1日	購入日から10年後	21.93	変動
ED01021	2011年10月1日	購入日から10年後	19.24	変動
ED01121	2011年11月1日	購入日から10年後	41.35	変動
ED01221	2011年12月1日	購入日から10年後	32.71	変動
ED00122	2012年1月1日	購入日から10年後	36.19	変動
ED00222	2012年2月1日	購入日から10年後	79.57	変動
ED00322	2012年3月1日	購入日から10年後	65.34	変動
ED00422	2012年4月1日	購入日から10年後	56.80	変動
ED00522	2012年5月1日	購入日から10年後	70.16	変動
ED00622	2012年6月1日	購入日から10年後	124.81	変動
ED00722	2012年7月1日	購入日から10年後	33.04	変動
ED00822	2012年8月1日	購入日から10年後	34.38	変動
ED00922	2012年9月1日	購入日から10年後	35.85	変動
ED01022	2012年10月1日	購入日から10年後	47.99	変動
ED01122	2012年11月1日	購入日から10年後	32.81	変動
ED01222	2012年12月1日	購入日から10年後	26.58	変動
ED00123	2013年1月1日	購入日から10年後	43.69	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
ED00223	2013年 2 月 1 日	購入日から10年後	23.70	変動
ED00323	2013年 3 月 1 日	購入日から10年後	21.17	変動
ED00423	2013年 4 月 1 日	購入日から10年後	22.14	変動
ED00523	2013年 5 月 1 日	購入日から10年後	13.86	変動
ED00623	2013年 6 月 1 日	購入日から10年後	15.77	変動
ED00723	2013年 7 月 1 日	購入日から10年後	20.17	変動
ED00823	2013年 8 月 1 日	購入日から10年後	12.19	変動
ED00923	2013年 9 月 1 日	購入日から10年後	9.54	変動
ED01023	2013年10月 1 日	購入日から10年後	13.30	変動
ED01123	2013年11月 1 日	購入日から10年後	12.07	変動
ED01223	2013年12月 1 日	購入日から10年後	16.78	変動
ED00124	2014年 1 月 1 日	購入日から10年後	29.00	変動
ED00224	2014年 2 月 1 日	購入日から10年後	21.63	変動
ED00324	2014年 3 月 1 日	購入日から10年後	13.65	変動
ED00424	2014年 4 月 1 日	購入日から10年後	14.61	変動
ED00524	2014年 5 月 1 日	購入日から10年後	13.72	変動
ED00624	2014年 6 月 1 日	購入日から10年後	8.56	変動
ED00724	2014年 7 月 1 日	購入日から10年後	9.57	変動
ED00824	2014年 8 月 1 日	購入日から10年後	12.93	変動
ED00924	2014年 9 月 1 日	購入日から10年後	7.68	変動
ED01024	2014年10月 1 日	購入日から10年後	10.60	変動
ED01124	2014年11月 1 日	購入日から10年後	13.65	変動
ED01224	2014年12月 1 日	購入日から10年後	33.22	変動
ED00125	2015年 1 月 1 日	購入日から10年後	28.97	変動
ED00225	2015年 2 月 1 日	購入日から10年後	29.19	変動
ED00325	2015年 3 月 1 日	購入日から10年後	22.50	変動
ED00425	2015年 4 月 1 日	購入日から10年後	10.07	変動
ED00525	2015年 5 月 1 日	購入日から10年後	10.87	変動
ED00625	2015年 6 月 1 日	購入日から10年後	8.47	変動
ED00725	2015年 7 月 1 日	購入日から10年後	7.69	変動
ED00825	2015年 8 月 1 日	購入日から10年後	16.17	変動
ED00925	2015年 9 月 1 日	購入日から10年後	22.89	変動
ED01025	2015年10月 1 日	購入日から10年後	8.23	変動
ED01125	2015年11月 1 日	購入日から10年後	16.93	変動
ED01225	2015年12月 1 日	購入日から10年後	19.81	変動
ED00126	2016年 1 月 1 日	購入日から10年後	29.95	変動
ED00226	2016年 2 月 1 日	購入日から10年後	30.96	変動
ED00326	2016年 3 月 1 日	購入日から10年後	14.53	変動
ED00426	2016年 4 月 1 日	購入日から10年後	15.63	変動
ED00526	2016年 5 月 1 日	購入日から10年後	18.37	変動
ED00626	2016年 6 月 1 日	購入日から10年後	9.38	変動
ED00726	2016年 7 月 1 日	購入日から10年後	16.40	変動
ED00826	2016年 8 月 1 日	購入日から10年後	10.55	変動
ED00926	2016年 9 月 1 日	購入日から10年後	9.74	変動
ED01026	2016年10月 1 日	購入日から10年後	35.93	変動
ED01126	2016年11月 1 日	購入日から10年後	13.79	変動
ED01226	2016年12月 1 日	購入日から10年後	27.46	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
ED00127	2017年 1 月 1 日	購入日から10年後	54.74	変動
ED00227	2017年 2 月 1 日	購入日から10年後	34.88	変動
ED00327	2017年 3 月 1 日	購入日から10年後	34.90	変動
ED00427	2017年 4 月 1 日	購入日から10年後	25.65	変動
ED00527	2017年 5 月 1 日	購入日から10年後	31.86	変動
ED00627	2017年 6 月 1 日	購入日から10年後	29.97	変動
ED00727	2017年 7 月 1 日	購入日から10年後	34.48	変動
ED00827	2017年 8 月 1 日	購入日から10年後	37.73	変動
ED00927	2017年 9 月 1 日	購入日から10年後	33.73	変動
ED01027	2017年10月 1 日	購入日から10年後	50.36	変動
ED01127	2017年11月 1 日	購入日から10年後	59.23	変動
ED01227	2017年12月 1 日	購入日から10年後	72.73	変動
ED00128	2018年 1 月 1 日	購入日から10年後	105.75	変動
ED00228	2018年 2 月 1 日	購入日から10年後	88.69	変動
ED00328	2018年 3 月 1 日	購入日から10年後	65.02	変動
ED00428	2018年 4 月 1 日	購入日から10年後	49.43	変動
ED00528	2018年 5 月 1 日	購入日から10年後	66.45	変動
ED00628	2018年 6 月 1 日	購入日から10年後	57.25	変動
ED00728	2018年 7 月 1 日	購入日から10年後	66.56	変動
ED00828	2018年 8 月 1 日	購入日から10年後	59.50	変動
ED00928	2018年 9 月 1 日	購入日から10年後	62.14	変動
ED01028	2018年10月 1 日	購入日から10年後	150.06	変動
ED01128	2018年11月 1 日	購入日から10年後	92.08	変動
ED01228	2018年12月 1 日	購入日から10年後	96.29	変動
ED00129	2019年 1 月 1 日	購入日から10年後	145.27	変動
ED00229	2019年 2 月 1 日	購入日から10年後	99.08	変動
ED00329	2019年 3 月 1 日	購入日から10年後	80.87	変動
ED00429	2019年 4 月 1 日	購入日から10年後	88.39	変動
ED00529	2019年 5 月 1 日	購入日から10年後	103.19	変動
ED00629	2019年 6 月 1 日	購入日から10年後	102.14	変動
ED00729	2019年 7 月 1 日	購入日から10年後	151.74	変動
ED00829	2019年 8 月 1 日	購入日から10年後	162.46	変動
ED00929	2019年 9 月 1 日	購入日から10年後	158.67	変動
ED01029	2019年10月 1 日	購入日から10年後	180.17	変動
ED01129	2019年11月 1 日	購入日から10年後	160.61	変動
ED01229	2019年12月 1 日	購入日から10年後	182.60	変動
ED00130	2020年 1 月 1 日	購入日から10年後	305.08	変動
ED00230	2020年 2 月 1 日	購入日から10年後	207.44	変動
ED00330	2020年 3 月 1 日	購入日から10年後	201.59	変動
ED00430	2020年 4 月 1 日	購入日から10年後	618.22	変動
ED00530	2020年 5 月 1 日	購入日から10年後	72.99	変動
ED00630	2020年 6 月 1 日	購入日から10年後	83.56	変動
ED00730	2020年 7 月 1 日	購入日から10年後	98.32	変動
ED00830	2020年 8 月 1 日	購入日から10年後	92.42	変動
ED00930	2020年 9 月 1 日	購入日から10年後	121.54	変動
ED01030	2020年10月 1 日	購入日から10年後	131.87	変動
ED01130	2020年11月 1 日	購入日から10年後	115.40	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
ED01230	2020年12月 1 日	購入日から10年後	167.14	変動
合計			7,154.37	
ROD1028	2016年10月 1 日	購入日から12年後	0.27	変動
ROD1128	2016年11月 1 日	購入日から12年後	0.60	変動
ROD1228	2016年12月 1 日	購入日から12年後	0.60	変動
ROD0129	2017年 1 月 1 日	購入日から12年後	0.45	変動
ROD0229	2017年 2 月 1 日	購入日から12年後	0.44	変動
ROD0329	2017年 3 月 1 日	購入日から12年後	0.63	変動
ROD0429	2017年 4 月 1 日	購入日から12年後	0.43	変動
ROD0529	2017年 5 月 1 日	購入日から12年後	0.56	変動
ROD0629	2017年 6 月 1 日	購入日から12年後	0.54	変動
ROD0729	2017年 7 月 1 日	購入日から12年後	0.53	変動
ROD0829	2017年 8 月 1 日	購入日から12年後	0.58	変動
ROD0929	2017年 9 月 1 日	購入日から12年後	0.65	変動
ROD1029	2017年10月 1 日	購入日から12年後	0.72	変動
ROD1129	2017年11月 1 日	購入日から12年後	1.01	変動
ROD1229	2017年12月 1 日	購入日から12年後	1.34	変動
ROD0130	2018年 1 月 1 日	購入日から12年後	1.50	変動
ROD0230	2018年 2 月 1 日	購入日から12年後	1.19	変動
ROD0330	2018年 3 月 1 日	購入日から12年後	1.27	変動
ROD0430	2018年 4 月 1 日	購入日から12年後	0.93	変動
ROD0530	2018年 5 月 1 日	購入日から12年後	1.14	変動
ROD0630	2018年 6 月 1 日	購入日から12年後	1.04	変動
ROD0730	2018年 7 月 1 日	購入日から12年後	1.26	変動
ROD0830	2018年 8 月 1 日	購入日から12年後	1.30	変動
ROD0930	2018年 9 月 1 日	購入日から12年後	1.44	変動
ROD1030	2018年10月 1 日	購入日から12年後	1.27	変動
ROD1130	2018年11月 1 日	購入日から12年後	1.75	変動
ROD1230	2018年12月 1 日	購入日から12年後	1.58	変動
ROD0131	2019年 1 月 1 日	購入日から12年後	1.40	変動
ROD0231	2019年 2 月 1 日	購入日から12年後	1.38	変動
ROD0331	2019年 3 月 1 日	購入日から12年後	1.64	変動
ROD0431	2019年 4 月 1 日	購入日から12年後	1.56	変動
ROD0531	2019年 5 月 1 日	購入日から12年後	1.77	変動
ROD0631	2019年 6 月 1 日	購入日から12年後	1.61	変動
ROD0731	2019年 7 月 1 日	購入日から12年後	3.28	変動
ROD0831	2019年 8 月 1 日	購入日から12年後	5.98	変動
ROD0931	2019年 9 月 1 日	購入日から12年後	6.39	変動
ROD1031	2019年10月 1 日	購入日から12年後	6.29	変動
ROD1131	2019年11月 1 日	購入日から12年後	7.18	変動
ROD1231	2019年12月 1 日	購入日から12年後	8.85	変動
ROD0132	2020年 1 月 1 日	購入日から12年後	9.67	変動
ROD0232	2020年 2 月 1 日	購入日から12年後	8.89	変動
ROD0332	2020年 3 月 1 日	購入日から12年後	9.10	変動
ROD0432	2020年 4 月 1 日	購入日から12年後	22.62	変動
ROD0532	2020年 5 月 1 日	購入日から12年後	4.38	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	残高 (百万ズウォティ)	利率
ROD0632	2020年6月1日	購入日から12年後	4.49	変動
ROD0732	2020年7月1日	購入日から12年後	5.90	変動
ROD0832	2020年8月1日	購入日から12年後	5.37	変動
ROD0932	2020年9月1日	購入日から12年後	7.59	変動
ROD1032	2020年10月1日	購入日から12年後	8.80	変動
ROD1132	2020年11月1日	購入日から12年後	8.23	変動
ROD1232	2020年12月1日	購入日から12年後	11.84	変動
合計			179.23	

出典：財務省

注記：

(1) 満期日を「購入日」後から特定の期間経過後の日として表示されている債券は、表記の発行日から1ヶ月以内に購入者に対して販売され、かかる満期日に償還されるものである。

国庫対外債務

2020年12月31日現在、ポーランドの国庫対外債務残高は2,660億ズウォティ（576億ユーロ）であった。かかる債務の約75%は海外で発行したソブリン債により構成された。

以下の表は、当該年度における国庫対外債務未償還元本額の詳細を示している。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
中・長期ローン					
欧州投資銀行	10,244	9,754	9,006	8,108	7,191
世界銀行	7,171	7,016	6,754	6,512	6,261
欧州開発銀行評議会	206	211	221	212	227
EU	0	0	0	0	1,000
ローン合計	17,622	16,980	15,981	14,832	14,679
債券					
債券	54,586	51,093	49,100	45,491	42,968
短期国庫対外債務	4	4	0	0	0
国庫対外債務合計	72,211	68,076	65,081	60,323	57,647

出典：財務省

以下の表は、2020年12月31日現在の国庫対外債務を通貨別に示したものである。

	原通貨額 (単位：百万)	ユーロ相当額 (単位：百万ユーロ)	%
ユーロ	46,626	46,626	80.9
ドル	10,571	8,609	14.9
日本円	246,600	1,950	3.4
スイス・フラン	500	462	0.8
合計		57,647	100.0
出典：財務省			

発行時に満期償還まで1年超であった

国庫対外債務

2020年12月31日現在

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
68億円2.6475%債券	日本円	2004年	2034年	62.60	—	2.6475
168億円3.22%債券	日本円	2004年	2034年	154.65	—	3.220
500百万ユーロ4.45%債券	ユーロ	2005年	2035年	560.67	—	4.450
500百万ユーロ4.25%債券	ユーロ	2005年	2055年	560.67	—	4.250
100百万ドル5.408%債券	ドル	2005年	2035年	100.00	—	5.408
600億円2.62%債券	日本円	2006年	2026年	552.32	—	2.620
15億ユーロ4.5%債券	ユーロ	2007年	2022年	1,682.00	—	4.500
500億円2.81%債券	日本円	2007年	2037年	460.27	—	2.810
250億円3.3%債券	日本円	2008年	2038年	230.13	—	3.300
410百万ユーロ5.125%債券	ユーロ	2009年	2024年	459.75	—	5.125
30億ユーロ5.25%債券	ユーロ	2010年	2025年	3,364.01	—	5.250
280億円3.0%債券	日本円	2011年	2026年	257.75	—	3.000
20億ドル5.125%債券	ドル	2011年	2021年	1,721.00	—	5.125
460百万ユーロ5.361%債券	ユーロ	2011年	2026年	515.81	—	5.361
30億ドル5.0%債券	ドル	2011年	2022年	3,000.00	—	5.000
527百万ユーロ4.814%債券	ユーロ	2012年	2022年	590.94	—	4.814
15億ユーロ3.75%債券	ユーロ	2012年	2023年	1,682.00	—	3.750
20億ドル3.0%債券	ドル	2012年	2023年	2,000.00	—	3.000
25億ユーロ3.375%債券	ユーロ	2012年	2024年	2,803.34	—	3.375
100億円2.5%債券	日本円	2012年	2027年	92.05	—	2.500
300百万ユーロ3.3%債券	ユーロ	2013年	2033年	336.40	—	3.300
20億ユーロ3.0%債券	ユーロ	2014年	2024年	2,242.67	—	3.000
20億ドル4.0%債券	ドル	2014年	2024年	2,000.00	—	4.000

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
300百万ユーロ3.272%債券	ユーロ	2014年	2034年	336.40	—	3.272
500百万スイス・フラン1.0%債券	スイス・フラン	2014年	2021年	516.27	—	1.000
10億ユーロ0.875%債券	ユーロ	2015年	2027年	1,121.34	—	0.875
10億ユーロ1.5%債券	ユーロ	2015年	2025年	1,121.34	—	1.500
17.5億ユーロ0.875%債券	ユーロ	2015年	2021年	1,962.34	—	0.875
10億ユーロ1.5%債券	ユーロ	2016年	2026年	1,121.34	—	1.500
20億ユーロ2.375%債券	ユーロ	2016年	2036年	2,242.67	—	2.375
17.5億ドル3.25%債券	ドル	2016年	2026年	1,750.00	—	3.250
750百万ユーロ1.0%債券	ユーロ	2016年	2028年	841.00	—	1.000
500百万ユーロ2.0%債券	ユーロ	2016年	2046年	560.67	—	2.000
750百万ユーロ0.5%債券	ユーロ	2016年	2021年	841.00	—	0.500
10億ユーロ1.375%債券	ユーロ	2017年	2027年	1,121.34	—	1.375
10億ユーロ1.125%債券	ユーロ	2018年	2026年	1,121.34	—	1.125
15億ユーロ1.0%債券	ユーロ	2019年	2029年	1,682.00	—	1.000
5億ユーロ2.0%債券	ユーロ	2019年	2049年	560.67	—	2.000
15億ユーロ0.0%債券	ユーロ	2020年	2025年	1,500.00	—	0.000
20億ユーロ0.0%債券	ユーロ	2020年	2023年	2,000.00	—	0.000
SURE	ユーロ	2020年	2030年	1,000.00	—	0.000
欧州投資銀行(1.9949)	ユーロ	1998年	2022年	29.08	—	5.45
欧州投資銀行(21.424)	ユーロ	2001年	2031年	137.68	—	4.53
欧州投資銀行(21.605)	ユーロ	2002年	2026年	27.89	—	4.22
欧州投資銀行(22.290)	ユーロ	2003年	2030年	291.88	—	4.58
欧州投資銀行(22.070)	ユーロ	2003年	2032年	38.75	—	4.59
欧州投資銀行(22.896)	ユーロ	2004年	2025年	59.20	—	4.21
欧州投資銀行(23.715)	ユーロ	2006年	2027年	188.20	—	4.53
欧州投資銀行(24.128)	ユーロ	2007年	2042年	—	192.31	2.36
欧州投資銀行(25.771)	ユーロ	2010年	2020年	869.33	—	2.69
欧州投資銀行(31.785)	ユーロ	2011年	2021年	—	294.68	変動(第1トラン シェ：6ヶ月 EURIBOR+0.341%、 第2トランシェ： 6ヶ月 EURIBOR+1.27%)
欧州投資銀行(31.786)	ユーロ	2011年	2021年	—	552.54	変動(第1トラン シェ：6ヶ月 EURIBOR+0.341%、 第2トランシェ： 6ヶ月 EURIBOR+1.27%)
欧州投資銀行(31.788)	ユーロ	2012年	2027年	103.46	—	0.042
欧州投資銀行(82.117)	ユーロ	2013年	2027年	414.79	—	0.00
欧州投資銀行(82.824)	ユーロ	2013年	2028年	314.33	—	0.069

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位: 百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
欧州投資銀行(82.825)	ユーロ	2013年	2028年	320.88	—	0.069
欧州投資銀行(83.450)	ユーロ	2015年	2030年	133.31	—	0.00
欧州投資銀行(83.783)	ユーロ	2014年	2025年	380.64	—	0.00
欧州投資銀行(84.252)	ユーロ	2015年	2030年	608.08	—	0.00
欧州投資銀行(84.361)	ユーロ	2016年	2031年	859.50	—	0.00
欧州投資銀行(84.627)	ユーロ	2015年	2030年	491.15	—	0.00
欧州投資銀行(84.726)	ユーロ	2016年	2041年	95.77	—	0.011
欧州投資銀行(85.057)	ユーロ	2016年	2031年	159.62	—	0.011
欧州投資銀行(87.473)	ユーロ	2017年	2028年	374.50	—	0.761
欧州投資銀行(87.474)	ユーロ	2017年	2028年	521.84	—	0.761
欧州投資銀行(87.502)	ユーロ	2017年	2028年	515.70	—	1.341
欧州投資銀行(87.853)	ユーロ	2018年	2034年	159.62	—	0.028
欧州投資銀行(88.145)	ユーロ	2019年	2030年	111.36	—	0.227
欧州投資銀行(89.147)	ユーロ	2019年	2029年	208.74	—	0.172
欧州投資銀行(90.646)	ユーロ	2019年	2029年	374.50	—	0.172
世界銀行(7384)	ユーロ	2006年	2021年	—	9.07(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7436)	ユーロ	2007年	2021年	—	23.23(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7626)	ユーロ	2008年	2038年	—	861.92(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(77330)	ユーロ	2009年	2039年	—	908.57(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(79490)	ユーロ	2010年	2030年	—	896.91(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(80700)	ユーロ	2011年	2031年	—	878.95(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(81860)	ユーロ	2012年	2032年	—	920.85(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(82730)	ユーロ	2013年	2031年	—	1,031.35(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(83840)	ユーロ	2014年	2042年	—	859.46(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(85220)	ユーロ	2015年	2045年	—	1,120.61(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(8524)	ユーロ	2016年	2023年	—	176.11(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
欧州開発銀行評議会(1497-3)	ユーロ	2006年	2021年	2.15(3)	—	4.29
欧州開発銀行評議会(1535-1)	ユーロ	2008年	2033年	—	0.89(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.09%)

	通貨	発行年	満期年	元本金額(2) (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
欧州開発銀行評議会(1535-2)	ユーロ	2009年	2024年	—	2.46(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.81%)
欧州開発銀行評議会(1535-3)	ユーロ	2010年	2025年	—	4.30(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.51%)
欧州開発銀行評議会(1535-4)	ユーロ	2012年	2032年	—	5.89(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+1.63%)
欧州開発銀行評議会(1535-5)	ユーロ	2012年	2027年	—	15.47(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+1.06%)
欧州開発銀行評議会(1535-6)	ユーロ	2013年	2033年	—	42.56(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.89%)
欧州開発銀行評議会(1535-7)	ユーロ	2014年	2034年	—	45.84(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.71%)
欧州開発銀行評議会(1535-8)	ユーロ	2015年	2035年	—	61.39(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.39%)
欧州開発銀行評議会(1535-9)	ユーロ	2016年	2031年	—	20.36(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.39%)
欧州開発銀行評議会(1535-10)	ユーロ	2019年	2034年	—	1.15(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.17%)
欧州開発銀行評議会(1535-11)	ユーロ	2020年	2035年	9.91(3)	—	0.07
欧州開発銀行評議会(1866-1)	ユーロ	2017年	2036年	—	17.19(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.38%)
欧州開発銀行評議会(1866-2)	ユーロ	2018年	2038年	24.56(3)	—	1.46
欧州開発銀行評議会(1866-3)	ユーロ	2020年	2035年	24.56(3)	—	0.17
合計				8,043.58	8,751.76	

出典：財務省

注記：

- (1) 対外債務の変動利率は多くの異なる基準をもとに定期的に調整される。
- (2) 国際金融機関に対して支払うべき対外債務は、原則としてローンの全期間にわたり分割払いをすることが可能であるが、その他の債務は満期での一括払いのみ可能である。
- (3) NBPの2020年12月31日現在の為替相場

* LIBORベース可変型スプレッド・ローン - 関連利率決定日における各通貨の6ヶ月LIBORに基づく。

潜在的国庫対外債務返済予測

以下の表は、当該年度の中・長期国庫対外債務に関する2021年2月28日現在の返済予測を債権者別に示している。表のデータにおいては、既存債務の借換えは想定されていない。

	2021年	2022年	2023年	2024年	(単位：百万ユーロ)	
					2025年	2026年以降
元本支払	7,629	5,699	6,089	7,515	6,808	26,408
ローン	1,248	1,199	940	956	1,308	13,246
国際機関	1,248	1,199	940	956	1,308	13,246
その他	0	0	0	0	0	0
債券	6,381	4,500	5,149	6,559	5,500	13,162
利息支払	1,360	1,086	901	778	588	3,122
ローン	79	72	65	57	49	492
国際機関	75	64	54	46	38	208
その他	5	8	11	11	11	284
債券	1,281	1,014	835	721	539	2,630
債務返済合計	8,989	6,785	6,990	8,293	7,396	29,530
ローン	1,327	1,271	1,005	1,013	1,357	13,738
国際機関	1,323	1,263	994	1,002	1,346	13,454
その他	5	8	11	11	11	284
債券	7,662	5,514	5,984	7,280	6,039	15,792

出典：財務省

債務不履行

現在ポーランドは、国外のいかなる債権者に対しても債務不履行に陥っていない。

国庫の偶発債務

以下の表は、国庫が負担した保証債務から生じた偶発債務を示している。

	2017年	2018年	2019年	2020年
国内の保証債務	26,301,187.4	11,692,416.7	11,355,697.5	198,278,816.4
海外の保証	90,577,360.3	97,106,247.8	100,015,623.0	104,596,240.4
国庫の偶発債務合計	116,878,547.7	108,798,664.5	111,371,320.5	302,875,056.8

出典：財務省

2020年末現在、国庫保証に起因する偶発債務額は3,028.75億ズウォティであった。このうち、2020年にCOVID-19対策に関連して発行された保証は1,881.05億ズウォティ、COVID-19に起因しない保証は合計1,147.70億ズウォティであった。

COVID-19関連の保証には、COVID-19対策基金のためにBGKが発行した債券（1,169.34億ズウォティ）および政府の起業家向け金融シールド支援プログラムを賄うためにポーランド開発基金が発行した債券（偶発債務額711.71億ズウォティ）の返済に対する保証が含まれる。

非COVID-19関連の保証のうち、最高額の偶発債務は、国道基金（NRF）に関する投資資金調達のために生じたBGKの保証債務に関連するもの（845.95億ズウォティ）であった。これに次ぐ高額のエクスポージャーは、PKP Polskie Linie Kolejowe S.A.（ポーランド国鉄のインフラ運営部門）の債務に対する保証に関連するもの（146.82億ズウォティ）であった。3番目に高額の偶発債務は、NRFからの支払金および自動車道路プロジェクトに関する営業権取得者の債務のファイナンスに関する発行済みの保証に関連するもの（131.30億ズウォティ）であった。

保証に起因する偶発債務額は、2017年から2019年までの期間、同水準で推移した。2020年末現在では、主に上記のCOVID-19関連の保証の発行により、偶発債務額は約170%急増している。非COVID-19関連の保証に関する偶発債務額は、同水準で推移した。

さらなるCOVID-19関連の保証が発行されるにつれ、国庫保証額は2021年中さらに増加する見込みである。また、BGKは今後、既存のNRF関連債務の借換えを行う可能性があり、インフラ部門は国庫保証の支援を受けて、EU資金により部分的に賄われる新規プロジェクトを開発する予定である。

発行時に満期償還まで1年超であった

国庫の保証債務

2020年12月31日現在

(単位：百万ズウォティ)

	満期					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
海外の保証債務	3,838.4	3,270.1	3,355.8	3,305.1	3,407.7	3,553.6
国内の保証債務	460.9	4,774.1	10,024.1	5,472.2	22,067.2	62,992.7
合計	4,299.3	8,044.2	13,379.9	8,777.3	25,474.9	66,546.4
出典：財務省						

対外債務総額^{*}

下表は、当該年度におけるポーランドの対外債務総額の詳細を債務者別に示したものである。下表において、対外債務総額とは、ある特定の時点においてポーランドの居住者が有する、非居住者への元本の返済（利息の有無を問わない。）または利息の支払い（元本の有無を問わない。）に係る実行済みの契約上の債務の残高（かかる債務がいずれの通貨建てであるかを問わない。）をいう。

対外債務には、企業間ローン、非居住者がポーランドの銀行に有する当座預金および定期預金、非居住者の証券投資家が保有する債券、貿易信用ならびにその他のローンおよび信用（ファイナンシャル・リースを含む。）（通貨を問わない。）が含まれる。

2020年末の対外債務総額は、3,029.87億ユーロであった。当初満期日ベースで、短期対外債務は対外債務総額の25.7%を占め、かかる債務はすべて外貨準備によってカバーされた。一般政府部門の対外債務がポーランドの対外債務総額に占める割合は、32.0%となった。企業部門（直接投資を含む。）は対外債務総額の48.7%となった。

* 対外債務は、IMFの国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版（BPM6）に概説される新たな基準に基づいて表示されている。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
通貨当局	20,229	9,233	10,996	12,392	11,844
その他の投資	20,229	9,233	10,996	12,392	11,844
特別引出権(SDR)、割当	1,672	1,553	1,584	1,612	1,545
ローン	0	0	0	0	0
通貨性預金	18,271	7,650	9,412	10,780	10,299
その他の債務	286	30	0	0	0
中央および地方政府	120,611	122,298	113,605	102,781	96,890
債務証券	99,453	101,621	93,720	83,612	73,053
債券および手形	99,453	101,621	93,720	83,612	72,852
金融市場商品	0	0	0	0	201
その他の投資	21,158	20,677	19,885	19,169	23,837
貿易信用	9	20	10	17	38
ローン	21,038	20,569	19,818	19,092	22,303
その他の債務	111	88	57	60	1,496
銀行	48,488	49,267	48,883	47,452	46,770
債務証券	2,891	5,456	7,874	9,361	9,828
債券および手形	2,891	5,456	7,874	9,361	9,801
金融市場商品	0	0	0	0	27
その他の投資	46,597	43,811	41,009	38,091	36,942
ローン	29,051	23,390	23,244	21,070	20,811
通貨性預金	16,204	18,925	16,442	16,061	15,054
その他の債務	1,342	1,496	1,323	960	1,077
その他の部門	50,707	56,256	58,307	66,931	61,631
債務証券	1,118	2,476	2,589	2,849	3,006
債券および手形	1,116	2,471	2,580	2,840	3,006
金融市場商品	2	5	9	9	0
その他の投資	49,589	53,780	55,718	64,082	58,625
通貨性預金	6	16	11	0	0
貿易信用	14,310	15,844	16,785	17,606	16,757
ローン	33,837	36,307	37,337	43,359	39,186
保険責任準備金	425	503	521	565	561
その他の債務	1,011	1,110	1,064	2,552	2,121
直接投資：企業間貸付	80,269	82,662	84,891	86,103	85,852
直接投資家から直接投資企業	33,091	35,575	39,297	42,224	43,772
直接投資企業から直接投資家	7,007	6,570	6,225	4,504	3,692
関連企業間	40,171	40,517	39,369	39,375	38,388
対外債務総額	321,304	319,716	316,682	315,659	302,987
出典：NBP					

(7) 【その他】

該当なし。

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし。

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当なし。